

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成25年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成25年9月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	不老光幸 (10)	<p>1. 松川浄水場及び松川ダムの今後について</p> <p>松川浄水場は、大佐野浄水場からの上水幹線導水管の松川供給タンクまでの布設工事も完了し、本年4月から大山ダムからの福岡地区水道企業団への供給も開始されました。</p> <p>このような条件の下に、松川浄水場の稼働はどのようにされるのか、また、松川ダム貯水池の用地の縮小は考えられないかを伺う。</p>
2	原田久美子 (8)	<p>1. 信号機について</p> <p>(1) 五条の交差点は市役所から二日市方面へ向かう右折車両が多い交差点であります。右折矢印信号機やスクランブル交差点を導入することができないかを伺う。</p> <p>(2) 県道観世音寺二日市線と主要地方道筑紫野・太宰府線の交差点に歩行者信号を、また、観世音寺前の道路に「車両感知器」等を取り付けることができないかを伺う。</p> <p>(3) 県道観世音寺二日市線と国道3号線バイパスの交差点に横断歩道があるが、歩行者信号が1カ所だけ付いていない。なぜ、付けられていないのかを伺う。</p>
3	神武綾 (2)	<p>1. コミュニティーセンターについて</p> <p>コミュニティーセンターの概念と今後の計画について</p> <p>2. 就学援助について</p> <p>中学校のランチサービスが対象外となっていることについて</p>
4	長谷川公成 (6)	<p>1. 子育て支援について</p> <p>未就園児の遊び場確保や母親の交流場の現状について伺う。</p> <p>2. 地区公民館について</p> <p>公民館整備事業費や補助金等で地区公民館にAEDの設置を要望したいが、市の考えを伺う。</p> <p>3. 市指定可燃ごみ袋について</p> <p>過去に可燃ごみ袋の中袋を質問、要望していたが、その後どのような検討がなされたのか伺う。</p>

5	渡邊美穂 (11)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自治会制度について <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民の自治意識向上に関する研修等の実施について (2) 自治会制度移行後の課題と今後の対応について 2. 自然再生可能エネルギーの活用について <ol style="list-style-type: none"> (1) 太陽光パネル等の設置補助について (2) これからのエネルギーに対する市の考え方について 3. 市役所前の電光掲示板について 予算を承認した時に受けた説明と異なる成果物のように思えるが、市の考え方を伺う。
6	藤井雅之 (7)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域経済の振興について <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業振興条例の制定について (2) 公契約条例の制定について 2. 学校法人「国士館」との今後の関係について <ol style="list-style-type: none"> (1) 太宰府キャンパスの跡地を新たに「松川運動公園」として整備される条例も提案されているが、学校法人「国士館」との今後の関係のあり方について伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶山良尚 議員	2番 神武綾 議員
3番 上 疆 議員	4番 芦刈茂 議員
5番 小嶋真由美 議員	6番 長谷川公成 議員
7番 藤井雅之 議員	8番 原田久美子 議員
9番 後藤邦晴 議員	10番 不老光幸 議員
11番 渡邊美穂 議員	12番 門田直樹 議員
13番 小柳道枝 議員	14番 大田勝義 議員
15番 佐伯修 議員	16番 村山弘行 議員
17番 福廣和美 議員	18番 橋本健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 木村甚治	総務部長 三笠哲生
市民生活部長 古川芳文	健康福祉部長 中島俊二
建設部長 辻友治	会計管理者併 上下水道部長 松本芳生
教育部長 今泉憲治	教育部理事 堀田徹
総務課長 友田浩	経営企画課長 濱本泰裕
管財課長 久保山元信	協働のまち 推進課長 藤田彰

市民課長	宮原 広富美	環境課長	田中 縁
福祉課長	阿部 宏亮	子育て支援課長	小嶋 禎二
都市計画課長	今村 巧児	建設課長	眞子 浩幸
商工農政課長	大田 清蔵	上下水道課長	石田 宏二
施設課長	加藤 常道	教務課長	井上 均
学校教育課長	森木 清二	市民図書館長 兼中央公民館長	田村 幸光
監査委員事務局長	関 啓子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	坂口 進	議事課長	櫻井 三郎
書記	白石 康子	書記	松尾 克己
書記	力丸 克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておりますが、本日の議会運営委員会におきまして順位の変更がっております。3番目の神武綾議員の一般質問が繰り上がりまして1番目になります。整理しますと、1番目、神武綾議員、2番目、不老光幸議員、3番目、原田久美子議員の順となりますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） おはようございます。

今回は私の私的な事情のために順番を変えていただきまして、急遽申しわけありません。ご協力ありがとうございました。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

議長より許可をいただきましたので、2点について質問させていただきます。

まず、1点目です。コミュニティセンターの概念と今後の計画についてお伺いいたします。

これまで議会の答弁の中でコミュニティセンターの設置を検討していくという答弁が数回行われてきました。現在、松川公共施設と総合体育館に設置するという計画が出されております。コミュニティセンターの概念についてどのように考えておられるのか、また機能面と期待される効果についてお伺いいたします。今後、市内に充実させていくための計画についてもお聞かせください。

続いて、2点目です。中学校の就学援助についてお伺いいたします。

就学援助は、教育委員会が生活保護法第6条2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるものを準要保護者とし、中学校については給食費、学用品、通学用品、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費に加えて、1年生には新入学用品費、また修学旅行費、校外活動費、そして通学費については該当する場合のみ支給されています。この中の給食費ですが、現在牛乳給食分のみが対象となっております。完全給食であれば対象となるところですが、太宰府市の場合、ランチサービス、弁当給食を給食に準ずるものとして取り入れている以上、小学校同様ランチサービスを対象にできないのか、お伺いいたします。

以上、2点についてご答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 1件目のコミュニティセンターについてご回答いたします。

本市におけますコミュニティセンターは、おおむね小学校区ごとに地域住民による地域のためのまちづくりを主体的に行っていただくための核となる施設として設置することといたしております。なお、校区自治協議会を設置する際に当時の区長協議会からの要望もあっておりました。

施設としましては、太宰府南小学校コミュニティセンターのような小学校の空き教室や大規模改修時に施設整備することを基本として考えておりますけれども、大規模改修の予定でありますとか、また有効な敷地面積が確保できにくい小学校があるといったことが現状でございます。このようなことから、地域の核となる校区自治協議会活動の拠点として当分の間は地区公民館やいきいき情報センターなどの公共施設の借用で対応してもらいながら協議を進めてまいっております。その中で、校区自治協議会の活動が活性化し、事務を行う場所や会議を開催する場所の必要性が課題となってきております。

そこで、今回松川公共施設が整備されるに当たり、事務所や会議室、多目的なスペースを確保できることとなりましたので、太宰府小学校区自治協議会と協議した結果、ぜひ使用したいというようなご希望が出されました。また、平成27年度に体育複合施設が開館するにあたり、同敷地内にあります地域包括支援センター建屋2階部分を、事務所及び会議室としての活用について、現在複数の校区自治協議会と協議をしているところでございます。これらの施設に併設する体育館も有効活用しながら、地域活動を行ってある各種団体やコミュニティスクールとも連携を進め、それぞれの校区でのコミュニティセンターの機能やあり方を調査研究する実践の場として活用していただければと考えております。

今後とも、校区自治協議会などの意見を伺いながら進めてまいります。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。

第五次総合計画の中で市民改革の推進施策の中にですね、地域コミュニティ活動支援事業というのがありまして、校区コミュニティの醸成を図るためにも、校区ごとにコミュニティ施設を年次計画により整備していきますというふうにありました。このコミュニティ施設というのは今部長の回答でありましたけども、小学校区というふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 平成15年にこの地域コミュニティで校区協議会を設立していただきたいというようなことで進めてまいり、その際から校区にセンターというか、活動拠点をですね、整備していくという方針を出しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） それで、今もう10年近くたっているわけですがけれども、今回その松川公共施設と総合体育館のほうにコミュニティセンターという名称でですね、整備していくというふうなお話がありましたけれども、これまで私も議会の中で児童館建設に絡んだりとかですね、質問した中で質問の回答としてですね、コミュニティ施設に触れている部分があるんですけども、平成23年9月議会で健康福祉部長が、コミュニティ施設にあわせて子育て支援の核となる施設の調査研究を進めていきたいと考えている、そしてコミュニティ施設の併設とあわせて子どもと高齢者まで集えるような多目的施設を検討していきたいという答弁がありました。

また、そのときにですね、市長が、自治会制度の拠点施設としてコミュニティセンターの建設も考えている、そのときには複合施設で児童館の機能を持たせる方法もあるというふうな回答をいただいています。

さきの平成25年6月議会ですけれども、このときもですね、校区ごとのコミュニティセンターを整備していくという大方針のもと、今行っているということで、各自治協議会が今体育部会とか福祉部会とかですね、活発に活動されていますけれども、その活動の充実によって定例的に会議を行える場所が欲しいということが出されているので、そういうところを進めていきたいというふうなお話がありました。この回答の中を踏まえるとはですね、やはり小学校区にコミュニティセンターが必要ではないかというふうに考えるんですけども、今計画されているその2カ所については会議を持てるような場所であったりとか、事務局が設置できて、地域活動のコアになる、核になる施設ということでしたけれども、やはり今まで回答されてきた中のことを見ていくとはですね、子どもたち、それから高齢者ですね。世代を超えて交流し合える場だったりとか、気軽に健康づくりができる場、そういう施設ではないかなというふうに考えたんですけども、今その2カ所についてはちょっとその点では整合性が欠けているかなというふうに思っているんですけど、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） この間の経過につきましては、今神武議員が申されたとおりでろうと思えますし、私どももコミュニティセンター、基本的には校区自治協議会の活動の事務室や会議室という拠点の中で、当然校区のコミュニティ醸成のためにいろんな活動が先ほども答弁しましたようにいろんな活動をされている団体の方やサークルの方とかですね、それと連携しながら進めていかれるものだろうと思えますので、どのような機能を持たせるかについてはですね、私ども行政でこういうものを建てますよということじゃなくて、使われる、そういう自治会長さんを初めとした校区協議会の役員の方々とはですね、先ほど申しましたようにどのような機能やあり方が有効に活用できるのかということで協議を進めながらやっていこうということで、先ほど申されましたように松川公共施設については校舎の跡の会議室みたいな形でつくりますので、そこにどのようなですね、ソフト事業を入れていくかというのは今後のまた課題だ

ろうと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 自治会とかですね、その校区自治協議会の方たちも今やはり地域のつながりをどういうふうにつくっていくかということによくですね、論議もされていますし、活動も随分と活発にされているところなんですけれども、その自治協議会のほうでコミュニティ施設を視察に行ったということをちょっと聞いたんですけれども、どちらのほうに行かれたんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 宗像のですね、コミュニティセンターは随分以前からも視察されていますし、近ごろでは福岡市の老司の公民館も視察をされたということで聞いております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 宗像のほうはもう随分と自治会、自治協議会制度もですね、随分時間がたっていますので活発にされていますし、センター自体ももう古くなって建てかえをしているというような状況であるというふうに聞いていますけれども、そういうところを自治会長さんたち自身がですね、見られてどのような感想を持たれたかというのは何かありましたらお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） いろんなですね、活動がそれぞれの施設ではされております。そういうものの中で先ほどご報告しましたように今の公共施設のいきいき情報センターを会議室とか使ってあったりですね、それから会議をするときはその校区の会長の地元の公民館で会議をされたりしているんですけれども、そのそこその施設にスケジュールが入っていますので、自分たちで会議を設定するときにはですね、なかなか日程調整が難しいというようなこともあって、まずは先ほど申しましたように会議室があった方がいいということ。それから、何らかの活動をするにはですね、そういうスポーツ施設みたいなものもあるので、そういう今回の松川にしても体育館はありますし、当然総合体育複合施設ですかね、そちらにも体育館がありますんで、そういう活動ができるような場も欲しいということ。ただ、今現在はですね、先ほど申しましたように今ある既存の施設を有効に活用していただきながら、例えば例を申しますと水城小学校校区で健康フェスティバルをこの間、四、五年続けてありますけれども、水城小学校の体育館を使われたり、南体育館を使われたり、校区の中で活用できる施設を使いながらやっていただいているということなんですけれども、そういう専属といいますか、専門、自分たちでですね、スケジュール設定しながらできる施設が欲しいということでは意見は言っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今、既存施設を使いながら地域づくりをしていくというような、今方針でされているようなんですけれども、近くの大野城市はですね、4地区のコミュニティセンターがあって、そこに市役所の出先機関があって証明書がとれたりとか、そういうふうに市民の皆さんが使いやすい制度があったりとかですね、体育館もあって軽運動もできる、子どもたちも遊べる。そして、健康づくりのプログラムもありますし、文化的なプログラムもあって、結構頻繁にですね、活動、参加されている市民の方がいらっしゃるというふうに聞いております。もうそこに魅力を感じてですね、太宰府からも越境して大野城市のほうに通われている方もいらっしゃるというふうに直接聞いたことがあるんですけれども、自治会制度をつくって自治協議会も今区分けをしてですね、校区ごとに活動してきています。そして、コミュニティスクールも順次移行してきていますので、学校も地域と一緒に活動したいということで夏休みですね、今回公民館学習を取り組んだ学校もありますし、そういうところまでちょっと含めたところですね、コミュニティ施設というものを考えていただいて、今のところ2カ所ですけれども、今後小学校区に最初回答いただきましたけれども、空き教室を使ったりとか、敷地の問題ですね。そういうところも少し詰めていながらですね、自分たちの足で行けていつでも気軽に集える場、それがもういろんな方が利用できるような施設をですね、考えていただきたいと思います。もちろん実際に使われる自治会の方の意見も会長さんのですね、意見とかもあるとは思いますが、市の方針としてどうなのかというところをですね、今回松川施設総合体育館については会議室と事務室というところで、どちらかという活動する場ではなくてですね、話し合うというふうな感じの場所かなというふうに感じましたので、そのところをお願いしたいと思っております。これから地域でのですね、つながりが希薄になってきているということも言われていますけれども、そういうところを施設を拠点としてですね、地域づくりをしていけたらいいと思いますので、今後その今コミュニティセンターを2カ所というふうな捉え方だと思うんですけれども、小学校区では7カ所になりますので、その前に中学校区で設置していくとかですね、そういうな考えはありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） ただいま神武議員が述べられましたようないろんな目的の使用についてはですね、太宰府南小学校のコミュニティセンターごらんいただければおわかりだと思いますけれども、子どもたち、あるいは老人の方がですね、自分たちが活動したいときにおいでになって活動されているし、そこに校区に校区のコミュニティセンターがありますので、学校のほうもですね、地域と一体となった学校運営をされています。特に、南小学校におかれましてはですね、児童数の減少に伴いまして例えば体育祭をするときにですね、学校だけじゃなかなか運営が難しいというときに地域の体育祭と一緒にやろうやということで合同でやってあります。それが始まったとき、私も初めて参加したときに騎馬戦ありますよね。騎馬戦の入場に川中島が流れるんですけれども、あれ詩吟なんですかね。日本の曲なんですけどわかりませんが、その地域のですね、その詩吟の会の方が皆さんでその歌を歌いながら子どもたちが入場し

てくる。そして、騎馬戦のレフェリーを地域の方がですね、審判をするというふうなですね、合同でやられています。だから、やっぱりそういう校区に活動拠点があればですね、やっぱり地域の方々もその自分たちの住んでいる地域だけじゃなくて広範なですね、校区の中でのそういう自治意識の醸成もできていくんだらうということで実践の場として広まっております。そういうものも欲しいということですが、新たに施設を建てるのはなかなか困難な部分がありますので、今ある公共施設を活用していただいているし、今回新たにですね、松川の施設もできましたので、そこもコミュニティ活動の拠点施設にしたいと。もうあそこは階段教室とかいろいろありますのでね、工夫によってはいろんな活動の場として神武議員がおっしゃったようなことができていくものだらうと思います。

あと、校区ごとにですね、つくるのは先ほど言いましたように校区協議会の活動拠点としてまず整備をするという方針を持っておりますので、1つの校区につきましては2つの小学校区が合同でされておりますので、現在のところどうするかということで協議の中で例えば先ほどお話ししました複合体育施設、そういうことができるんだったら会議もできるし、そういう活動拠点にもなるし、いろんなあそこの複合施設でするのでいろんな目的施設がありますので、それも活用したいと。だから、あそこで言えば西校区が地元になりますけども、複数の校区と今協議をしていると言っていましたけど、そういうのが使えるんだったら自分たちの校区もそういうふうな活動拠点にしたいというふうなご意見もありますので、他の校区ともですね、どのような活用ができるのかというのは協議しているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今までされてきた、その自治会活動の中でですね、その地域にいらっしゃる方の能力を生かして今おっしゃった詩吟だったりだとかですね、お祭りのときには太鼓をされている方が参加されて太鼓を打ったりとか、そういうふうに関心を盛らせてきていると思うんですね。やはりそういうふうに関心があることによってサークルができたりとか、それがNPO法人になったりとか、何かそういうふうに関心していくこともあると思うんですね。自治会制度を動かしていく、自治会の活動をサポートするための地域活動支援員というんですかね。人も必要だと思いますので、そういうところもですね、含めて活動が多岐にはわたると思いますけれども、できるような施設づくりをお願いしたいと思います。

今、既存の施設を使ってというお話でしたけれども、もう場所も飽和状態になっておりますので、なかなか予約もとりにくいというようなこともあるかと思います。そういうところもですね、配慮いただいて、できるだけ活動しやすく集えるようなふうにはですね、調整をしていただきたいと思います。

2点目、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の就学援助についての回答を求めます。

教育部長。

○**教育部長（今泉憲治）** 続きまして、2件目の就学援助についてご回答いたします。

まず、就学援助の対象となります学校給食につきましては、保護者が一律に負担する費用として学校給食法に基づく給食といたしております。学校給食法によりますと、給食の実施に必要な施設、設備に要する経費並びに学校給食の運営に関する経費は学校設置者でございます太宰府市の負担、その他の経費である食材費は保護者の負担というふうになっております。

本市におきましては、学校給食法施行規則で定める学校給食のうち、中学校ではミルク給食を実施しております、就学援助の対象としているところでございます。しかしながら、本市のランチサービス事業につきましては、全生徒に一律ではないこと、また市で給食設備等を備えていないことなどから学校給食法に適合せず、就学援助の対象にならないということがございます。

以上でございます。

○**議長（橋本 健議員）** 2番神武綾議員。

○**2番（神武 綾議員）** 就学援助にランチサービスを対象とするということなんですけれども、実際にですね、実施しているところがありまして、例えば近くの春日市なんですけど、春日市の場合は、太宰府市は学校給食法に基づいていないという前提がありますので支給できないというお話でしたけども、春日市の場合は導入する際に学校給食法に基づくようにですね、福岡県と調整をしてですね、学校給食会の食材を利用したりとか、そういうことですね、全額を対象として今支給しています。その点、学校給食法に基づく基づかないというのは、今の回答には実施に必要な施設設備を備えていないというのは今外注されているということだと思うんですけど、運営を設置者が行うという回答がもう一つあったと思うんですけども、これもこの点2つですね。春日市はクリアしていると思うんです。春日市も外注でつくっているんですけども、この点は太宰府市のほうでは学校給食法に適用するようにですね、改善するというふうなことはできないんでしょうか。

○**議長（橋本 健議員）** 教育部長。

○**教育部長（今泉憲治）** 春日市と太宰府市の大きな違いは、春日市はですね、民間の調理の業務委託ということをしておりまして、その会社に春日市の税金を投入しまして調理施設を整備しております。それとは別に、委託料としてですね、1億2,600万円程度の予算を計上してあります。出てくる品物としては同じようなお弁当かもしれませんが、そこら辺でかなり大きな違いがございます。片や大野城市は太宰府市と同じような形態をとっておりまして、大野城市については太宰府市と同様、その適用をしていないという状況でございます。

○**議長（橋本 健議員）** 2番神武綾議員。

○**2番（神武 綾議員）** 今、その調理業務を委託している、その委託料ですね。設備に対して1億2,000万円出されているということなんですけれども、そういう対応していることが喫食率のですね、違いにも出てくるのかなと思うんですけど、この点は太宰府市のほうではそういうことは考えていないということですか。

- 議長（橋本 健議員） 教育部長。
- 教育部長（今泉憲治） 太宰府市では考えておりません。
- 議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。
- 2番（神武 綾議員） あとですね、実施しているところなんですけれども、三重県の鈴鹿市なんですけど、こちらは学校給食法に準じてはいませんが自立更生の立場からランチサービス要綱というのがありまして、子育て支援策としてですね、2分の1を就学援助の対象にしています。今、就学援助の規則の中にそのランチサービスは補助対象になっていなくて牛乳だけになっているんですけれども、この就学援助の補助対象を何にするかというのは自治体の裁量権のですね、範囲内だと思うんですけれども、この点でランチサービスの補助をですね、この規則の中に入れる、規則を改正するという事は考えられますか。
- 議長（橋本 健議員） 教育部長。
- 教育部長（今泉憲治） その対象品目として国が基本的にこういうものというふうに示されておりまして、太宰府市はそれにのっとったところで現在支給対象といたしております。おっしゃるようなほかの市町村では違う項目を単独でつけてあったりすることもございますけれども、現時点では太宰府市はそういうふうな運営を行っております。
- 議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。
- 2番（神武 綾議員） 今就学援助を受けている子たちがですね、年々増えているというふうに思っているんですけども、平成25年3月の時点ですと、中学生で就学援助を受けている子が340人いるというふうはこの前の予算ですと、資料の中に出ていたんですけれども、この数はここ3年間とか把握はされていますか、増えているとか、減っているとかというふうなことはわかりますでしょうか。
- 議長（橋本 健議員） 教育部長。
- 教育部長（今泉憲治） 概算でございますけれども、ほぼ横ばいということでございます。
- 議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。
- 2番（神武 綾議員） いずれにしても厳しい家庭の子がですね、増えてきているのはもう全国的に言われていることなんですけども、子どもの貧困白書という冊子がありまして、その中にですね、中学校の保健室の先生が学校の様子を書いておられるんですけども、給食時間になるとですね、教室からいなくなる子、お弁当が持ってこれないからとかということですね、いなくなって体育館でバスケットボールをしているとか、もうパン食がずっと続いている子とか、やっぱりいるそうなんですよね。これはもう太宰府ではそんなことあり得ないということは断言できないと思うんですけども、校長会とかでそういうふうな子ども、気になる子ですね、ような報告は上がっていますでしょうかね。
- 議長（橋本 健議員） 教育部長。
- 教育部長（今泉憲治） 聞いたことはございません。
- 議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） わかりました。できれば少し聞いていただいでですね、全くないということはないんじゃないかなと思いますので、そのところをお願いいたします。現状把握をですね、お願いいたします。

厳しくなっている、その家庭がですね、お弁当を持たせるにしても一生懸命つくってあると思うんですよ。実際にお弁当を持たせようと思ってつくっている家庭がもう9割近くいらっしゃいますので、そのお弁当の中身をどうするかというのをやっぱり考えるんですよ。私もつくっていますが、冷凍食品を詰めたりとかですね、今冷凍食品も安くなっていますから、何かそういうことで時間的にも余裕がない。子どもたちの食に手をかけられないという家庭も出てきていると思いますので、そういうことも含めて就学援助の対象にですね、できるような方法を少し検討していただきたいと思います。実際に財政面についてはちょっと計算をしてみたんですけども、さっき申しました就学援助の対象者というのが今中学生が340人、横ばいと言っていましたけど、これがですね、1人当たり20日間とったとして7,000円ぐらいなんですけど、これを1年間、夏休みとか除くと10カ月ですね。それを340人に対象として支給するとすれば1,800万円から2,000万円ぐらい年間かかるのではないかと思いますけれども、鈴鹿市のように半額援助とかですね、対処もできるのではないかと思いますので、そのところを検討いただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 今の概算で数千万円かかるということでございます。教育は今時代とともに複雑多岐にわたっておりまして、いろんなところにいろんなことを配慮しなくちゃいけない。その中の一つが多分これだとは思いますが、基本的には自分のご家庭で少しでも早く起きて、私も弁当つくっていますけれども、少しでも早く起きて子どものために弁当をつくるというのが基本じゃないかというふうにも考えております。それは周りの状況も見ながらですね、今後についてはこれに限らずほかの教育全般をいろんな課題を見ながら優先順位をつけていかなければならないというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） やはり子どもたちが食べるものにですね、心配しないでいいような対策をぜひとっていただきたいと思います。それをお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員の一般質問は終わりました。

なお、神武議員は家族急病のため、この後退席されます。

〔2番 神武綾議員 退場〕

○議長（橋本 健議員） 議場内の映像が消えておりますが、ライブ中継は正常に放送されているそうです。ご心配なく。

次に、10番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔10番 不老光幸議員 登壇〕

○10番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

松川浄水場及び松川ダム貯水池の今後について市のお考えをお伺いします。

本市の水道事業は、昭和42年4月から全面給水を開始され、その浄水事業の中心的な役割を大佐野浄水場と松川浄水場が担ってまいりました。以後、順次、山神水道企業団及び福岡地区水道企業団からの受水も始まり、本年度の市長の施政方針の中でおっしゃいましたように、大山ダムの完成により本年4月からの供給も開始されるようになりました。それにより、現在の施設の供給能力は1日2万2,100㎥になりました。私が平成24年3月議会での会派新風の代表質問でも申し上げましたが、第五次太宰府市総合計画によれば、平成21年度の市の人口は6万9,658人、水道給水人口は5万5,432人で、給水普及率は79.6%となっております。それを将来人口を平成32年の7万2,000人をピークとして予測されており、給水普及率は平成27年度に85%を目標にされております。今後、人口増加の2,342人は100%給水したとして、現在の給水人口分が85%になったとしても、1日の最大給水量は1万7,415㎥となります。そこで、松川浄水場の給水量は4,000㎥でありますから、松川ダム利用の松川浄水場の1系列縮小もしくは廃止も検討されて、松川ダム貯水池の何割かを他への、例えば道の駅等への転用を考えて、その用地からの収入を検討する時期ではないかと申し上げました。

市長のご回答で、企業団からの受水には送水量調整や井戸取水の低下等の状況があり、実質的に最大で2万340㎥となり、松川浄水場の4,000㎥を差し引くと1万6,340㎥となり、私が申しました1日最大給水量1万7,415㎥に満たないのご回答でした。

さらに、再質問でのご回答で、貯水池のダム機能的な要素やいろいろ多面的に、また収益的要素も含めて検討するとのことでした。それ以降、約1年と半年を経過しております。

そこで、次の2点について再度質問をいたします。今後の考え等がありましたらお聞かせください。

1、松川ダム貯水池は県道筑紫野・古賀線の横に位置しており、道路事情も変わり、今では車の交通量も多く、また道路の幅員も4車線化の工事が始まりました。さらに、車の交通量も増加することが考えられます。松川浄水場の浄水するための薬品の使用量も大佐野浄水場の使用量に比べ、はるかに多いのであります。このことは松川ダム貯水池の原水が汚染していると考えます。

そこで、松川浄水場の廃止はできないか、もしくは2系列を1系列に縮小できないか、お伺いします。

2、松川ダム貯水池の現状は、貯水池の当初の計画貯水量の半分もしくはそれ以上、流入土砂で埋まっている状況であります。したがって、現状の貯水量で何ら支障がないのであれば、道路の4車線化の工事も進んでおります。また、北谷ダムからの受水等も勘案して貯水量の見直しを実施して、貯水池用地の縮小による他の目的のための転用は考えられないか、お伺いいたします。

以上、再質問につきましては議員発言席でお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） ご質問の松川浄水場及び松川ダムの今後についてご回答を申し上げます。

昨年、念願の大山ダムが完成し、本年4月1日から供用が開始されているところでございますけれども、これによる福岡地区水道企業団からの受水は本市の浄水場1個分に匹敵する日量3,900㎥となっております。この水を無駄なく有効に活用していくため、第6次拡張事業を立ち上げ、平成17年度から8年をかけまして大佐野浄水場と松川浄水場をつなぐ約8.5kmに及ぶ送水管を新設いたしました。大きな投資でございましたけれども、これによって当面はどちらかの浄水場で運転ができなくなっても全世帯への給水には支障がなく、しかも何よりも捨て水がありませんので、効率性の面でも大きなメリットが得られたということでございます。

さて、ご質問の松川浄水場の稼働についてでございますけれども、現在は日量2,000㎥程度の浄水を行っております、大佐野浄水場は休止し、稼働しておりません。現在はこういう状況でございますけれども、水道サービスの提供者といたしましては、近隣あるいは全国的な普及率を勘案する必要がございます。最低でも7万人分の水は確保しておかなければならないということで、1日1万7,500㎥の施設能力は必要だということになります。現在、福水から1万500㎥、山神から2,800㎥受水しておりますので、市内で賄うべき水量は4,200㎥となります。これは1日1人当たり250ℓ給水しているという市の実績から計算したものでございまして、認可上の計画給水量では1人当たり307ℓでございますので、2万1,500㎥が必要となり、現在の浄水能力は確保しておかなければならないということになってまいります。

水の安定供給という水道の究極の目的からいたしますと、今まで慢性的な水不足にありました太宰府市でございますけれども、やっと多くもなく少なくもなく適量を確保したと見るのが自然ではないかというふうに考えております。したがって、松川浄水場及び松川ダムの縮小、廃止につきましては、現時点におきましては将来的な構想ということで受けとめさせていただき、今後の検討課題にしていきたいと思っております。

なお、松川ダム貯水池の原水が汚染しているのご指摘でございますけれども、原水も浄水も厳しい検査項目を問題なくクリアして給水できておりますので、ご安心いただきたいというふうに思います。

また、土砂の堆積量でございますけれども、約1万t程度ではないかというふうに推定しております。これは必要に応じましてはしゅんせつをしていくということを考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） 国の基準とかいろんなことはあるというふうにおっしゃいましたけれども、現実にはですね、現実には今福岡地区水道企業団からの受水が1万500t、それから山神水道企業団1年間のですね、給水を平均しますと1日大体2,700㎥ぐらいになります。それ合わ

せますとですね、1万3,200㎥になります。そしてですね、平成24年度の本市の給水量というのは1日1万4,408㎥であります。それで、さっき申しましたように現状の山神水道企業団と福岡地区水道企業団からの受水量は1日1万3,200㎥であります。それをですね、差し引きしますと1,208㎥、実際はですね、実際は太宰府市で供給すべき水量というのは1万2,008㎥、これが平成32年の給水率85%に直しますとですね、1日の必要量は1万5,380㎥で、1万3,200㎥を引きますと2,189㎥でいいわけですね。国の基準ではこういうふうにというふうには、それは理想的な数字をおっしゃったと思うんですけども、現実にはですね、現実には予測できるのは平成32年度の7万2,000人のピークの人口になったとしても、それから目標にしてあります給水率85%になったとしても、1万3,200㎥受水することができればですよ、そうすれば2,898㎥で、実際にはですね、契約水量、契約水量はですね、山神水道企業団2,800㎥、1日ですね。それから、福岡地区水道企業団は1万2,400㎥ですね。ですけども、それを合わせますとですね、1万5,200㎥、これはですね、第五次総合計画の予定表の中にもそのように書いてあります。1万5,200㎥が受水契約になっているというように書いてあります。そういったことがありましてですね、理想と現実、今国の数字を言われましたけども、これは理想ですよ。理想でお話されたらこちら理想でお話をすればいいわけでございまして、現実にはそういうふうな結果が出ているということなんですけども、それでも今おっしゃったことは通されるつもりですか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 先ほどご説明いたしましたのを繰り返しになりますけれども、普及率が目標今85%で平成27年度立てております。それは総合計画の中にも定めたとおりでございます。それで、全国の類似団体の普及率を見ますと98.1%、それから大野城市、春日市、福岡市も98%に達しております。ということで、その太宰府市が85%でとどまるということは、その水道サービスを提供する側としてはですね、100%はやっぱり見るべきだろうというふうなことを考えておきまして、それでいきますとどうしても今の施設能力が今のところ必要になるということがございます。ただ、議員がおっしゃいますように我々としては常に経営感覚を持って事業を進めていくということは非常に大事なことでございますので、施設としてそこがほかには有効にできるということができればですね、そういうことを考えていくということは常に頭には置いておかなければならないというふうには思っておりますけれども、現時点におきましては普及率100%を能力として持つておくことは重要なことではないかというふうにご考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） 春日市とかですね、大野城市と太宰府とではですね、住民の生活しておられる場所がですね、違うと思うんですよ。あちらはもう都市ですから恐らく100%近く市水をいただかないと生活ができない。しかし、太宰府は現在ですね、今81.何ぼですかね。平成24年度でそれくらいの数字が出ていると思うんですけど、これはなぜかというんですね、

確かに上水は市内全部行き渡っているかもしれませんが、中には自分の井戸をですね、利用していらっしゃるところはたくさんあるんですね。将来的に北谷あたりはどうですか。ほとんど井戸じゃないですか。北谷はしてありますか。ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 太宰府市内の給水エリアと申しますのは北谷地区と内山地区を除く全てが給水エリアということになっております。それで、平成24年度末の決算でのその普及率は81.2%です。昨年度よりも0.5ポイント上昇したということですが、大体毎年1%ずつは伸びていくだろうという予測のもとに、またそれを目標にして普及促進を行っているところでございます。我々普及促進を行う、その最終目的というのは多くの方にその水道を安全な水道をですね、ご利用いただくということがまず一番ですけれども、その98%の普及率を達成しますと水道料金のほうもですね、筑紫地区並みかそれ以下に引き下げが可能になってくるといふ、そういう目標を持って普及促進に当たるといふふうにしております。第一義的には安全な水を供給するというのが一番の目的でございますけれども、行く行くは料金の引き下げにつなげていくと。そして、水道のことを広くご理解いただくということが目的で普及促進計画を進めていくというふうにしております。そういうところで我々としてはですね、あくまでも普及を促進するということを目指しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） これは見解の違いでですね、私のほうは松川の浄水場の浄水施設を減らすべきじゃないかという前提でお話をしていますし、市のほうとしてはそれは減らすことができないという理由づけでいろいろと数字を言っていると思うんですね。ちなみにですね、じゃあ90%になったとしますね。平成32年度に90%になったときにはどれくらいになるかといいますとですね、1万6,093㎥ですよ。7万2,000人の人口の中で90%になったとしても給水率90%になったとしても1万6,093㎥、現状の受水量、現状の受水量はですね、まだここに大山ダムがですね、大山ダムが給水を開始しまして4月からですからまだ日にちがたっておりません。実際は4,700㎥給水の可能な数字になっているんですけども、実際は今3,900㎥ですかね、ぐらいだと思います。これも増える可能性があります。

それからもう一つですね、海水の淡水化装置が奈多のほうにありますね。これはですね、1日5万㎥の浄水の能力があります。実際はですね、3万㎥です。3万㎥で稼働しております。これは温水状態になったときには5万㎥状態でフル稼働すると思います。3万㎥が普通の稼働状態、それから計算してやっぱり太宰府でも実際の割り当て水量がそれなりに減っているんじゃないかなというふうに予測をしているんですけども、実際は将来的には1万5,200㎥が契約になっているけども、現在は1万3,200㎥ですね。それで1万3,200㎥で計算を私はしましてですね、それで90%になったとしても2,893㎥でいいわけですよ、いいわけ。これがもう少し山神水道企業団はもうそう変わりはしませんけども、福岡地区水道企業団からの給水が増え

てくればもっと増えるんですけども、今現状で1万3,200 m^3 、それで勘案しても2,893 m^3 です
すね、じゃあちなみにですよ。それから、前回市長がおっしゃいましたように落合橋の近くの
地下水をくんでいる分が実際は1日2,000 m^3 の能力ですけども、実際にはお伺いしましたら
800 m^3 から1,000 m^3 、1,000 m^3 ぐらいはやっているというようなことも勘案しておりますで
すね、もろもろ勘案しましてもすね、やはり本当に1系列も減らすことができないというふう
におっしゃるからすね、これをどう私が言っても仕方ないことなんですけども、それがす
ね、松川ダム、確かにすね、浄水で出す場合はこれはもう立派な飲み水としてどこも出して
いるわけすね。出しているわけ。

ですけども、薬品の使用量を金額で勘案しますとすね、松川浄水場の薬品の使用金額はで
すね、1 m^3 当たり2円49銭、大佐野浄水場、これが1 m^3 当たり0.93円。これはすね、これは
平成24年度の決算すね、それから割り出したんですけども、この数字はすね、松川ダムの
浄水場が毎日4,000 m^3 浄水したとしての金額ですよ。だから、1日の浄水量が4,000 m^3 よりも少
ない場合にはもっと単価は上がってきます。大佐野も同じことすね。

ところが、山神水道企業団の薬品の使用料、これはすね、1 m^3 で1円73銭、これは実際の
浄水量から割り出した金額が1円73銭。しかもすね、山神水道企業団の山神ダムの上には問
題のあります産廃のどうのこうの云々言っている場所なんすね。しかし、最後に浄水は、こ
れ立派な、立派な水なんです。どこもそうだと思いますよ。だから、松川ダムの原水が私は
汚水やら言っていますけど汚水で汚いのが決して入っているとは思いません。ただ、汚濁で
す。濁っていると思うんですよ。濁っている。それをやっぱり浄水するために薬品というの
はどういうのを使っているというんですね、次亜塩素酸でしょう。PACというのは知りませ
ん。苛性ソーダ、活性炭、こういうものを使ってすね、最終的には浄水しているわけ。松川
ダムはそのようにほかのとに比べて私ははるかに薬品代が高くなっているというのは相当浄水
するために費用がかかっているというふうに判断をしているわけです。

それから、ちょうど8月のお盆前すね。ずっと渇水が続いておりました。盆過ぎに大雨が
降ってみんな満水になったんですけども、江川ダムとか、それから寺内ダムがもう本当に水量
が減って給水制限のどうのこうのって少し言われているときなんですけども、松川ダムの浄水
場の稼働をちょっと見に行きました。そのときには1系列は2,000 m^3 、片一方は500 m^3 すね。
そういう1系列も2,000 m^3 の原水は北谷ダムからの流水と自然水からとっていますと。500 m^3
のほうはどっちかと、これは貯水池からとっています。だから、本当はすね、私は想像です
よ。聞きはしません、そこまで。想像、片側を500 m^3 動かしているというのは系列をすね、
止めてしまったらすね、あと使うことなかなかできないと思いますよね。だから、その系列
を維持するために500 m^3 稼働しているんじゃないかなというふうに判断をしているんですけれ
ども、その点はどうですか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 松川浄水場のすね、今年度のその取水実績からご説明申し上げま

すと、4月から8月までのデータですけれども、1日平均で大体1,500m³から1,800m³ぐらい松川のほうは取水していると、それは北谷も含めまして。ただ、その1日最大の取水量というのがございます。これは先ほど言いましたように大佐野の浄水場から松川浄水場のほうにつないだ送水管ですね。これが山神と福水の水もそちらのほうに移っていると。ということで、その大佐野のエリアが広がりますので、大佐野エリアで1日最大多く使うときも、使うときは行く量が減りますので、ということで松川で作る量が多いということでございましてですね、この4月から8月までですから5カ月間ですかね。の間に1日最大取水いたしましたのが2,568m³、実質その1系列ではですね、もっていないということでございます。稼働運転だけで動かしているということではなくて、そういう取水の必要量に応じて松川を動かしておりますので、現状としてはそういうことでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） これ堂々めぐりでどうしようもないんですけども、できたらですね、もう1系列だけでやれるんじゃないかなとは私は感じております。そしてですね、できるだけなら北谷ダムと、それから上から流れている自然水を主体にして使えば、あと不足分は貯水池の水を使うということにしていったほうがいいんじゃないか、やっぱりですね、稼働がですね、稼働率が悪いとやっぱり原水の単価がですね、やっぱり上がってくるんじゃないかと思うんですよ。そういう面も含めてこれは本当に確かに部長のおっしゃったように言われるともそれは一理あって、それ以上私は申しませんが、もう一度ですね、詳細にご検討して、1系列だけでいけるのであったらそういうふうにかえたいんじゃないかと思っております。

2点目のですね、貯水池の少し少なくしてもいいんじゃないかということなんですけども、もうあの平成15年の大水害からですね、ずっと土砂はどんどんどんどん入っておりますよね。入って今現状を見れば、私はもう貯水量は当初の半分以下じゃないかというふうに思っているんですけども、今の貯水量をですね、どれくらいなのかというのは調べられたことはあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） これは専門にお任せしてはかるのが正確に出るとは思うんですけども、推定ですけども平成2年にですね、松川ダムは1回しゅんせつを行っております。そのときに1万7,000m³を除去したということでございまして、昭和42年に供用開始しておりますので、それからちょうど23年たったところだったと思います。それで、その平成2年から現在平成25年ですからちょうど23年たったということで、大方1万7,000m³がたまっているんじゃないかというふうに思われます。それで、平成15年のときにですね、大量な土砂が流れまして、あれ激甚災害で国の補助もいただきましてしゅんせつを行いましたけれども、そのときに除去した量が1万300m³ということでございまして、それを差し引くと大体大方7,000m³ぐらい、ちょっとそれから年数たっておりますので、それで計算しても大体1万m³程度ではないかというふうに思っております。その1万m³程度ぐらいでしたら、6万8,100m³の有効貯水量からすると

大体15%程度ですので、大方しゅんせつをしなくても十分賄えるということでございますけれども、今後いずれかのうちはですね、いつかになるかと思いますが、いずれはしゅんせつすることが必要になってくるという時期は来るだろうというふうには思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） 土砂をですね、全部またさらえるというのは相当の費用がかかると思うんですね。それは平成2年のときの実績である程度算出はできると思うんですけども、私はやっぱり今の現状のような状況です、そして貯水量ですね、水ですよ。水のそれで何ら差し支えなくずっと推移してきているわけですね。だったら、あれだけの当初の貯水量のだけの容積はもう必要ないんじゃないかな。それは当初のときと随分と状況が変わってきておりますよね。これも皆さんご存じのとおりですので、本当必要量の容量に見合うような、あそこの貯水池はどれくらいかというのをですね、やっぱり検討して、そして状況は随分と変わっております。さっきも申しましたようにあそこは4車線化になってまいります。本当に横にああいう貯水池があるというのはですね、浄水用の貯水池がそのような場所にあるというのはどこかいろいろと見てもなかなか見当たらないですね。確かに道の横に貯水池はありますけれども、車はそんなに通るような場所じゃないですね。ああいう交通量の多い場所にですね、貯水池をいつまでもずっと未来永劫そのまま置いておくというのはいかがなものかと思えますし、そういう事情が変わった場合には逆にその土地を活用することもですね、これは必要だと思うんですよ。そのままあそこをある程度、例えば半分ぐらいもう別のほうに埋め立てをしてですね、きちっと平地してみらんですか。そしたらですね、あの場所は一等地になりますよ、一等地。そこに家建てる必要ないですよ。商業用の一等地になると思いますよね。だから、非常にですね、ほかの太宰府市にですね、こだけ人が来ている中でですよ、そういう交通量も多い中でそういうような施設がないということ自体がおかしいよ。僕たちに言わせるともうおかしい。筑紫野市はですね、それを何とか考えられて、今模索していますよ。あそこの吉木のところにですね、九州電力の運動場の跡地があるんですけども、あれをですね、もう間もなくそういうものに活用しますよ、されていますよ。それでも、なおかつ太宰府はそのような状況に放置しておくのかというのは不思議でたまらないです。

そういう点で今後ですね、あそこの貯水池をですよ、ある程度どこら辺まで池として残すべきか、あるいは埋め立てるか、そういったことを一応資料としてですね、担当部で検討されてですよ、そして市長なりに出されたら、市長がそこで判断されると思うんですよ。だから、そういう資料をですね、作って出したらいいと思えますけど、いかがですか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 一番初めにご答弁いたしましたように今時点においてそれを判断するというのは非常に難しいというような答弁をさせていただきました。人口7万2,000人の目標に対して7万人は最低でも必要だと、それに必要な施設能力としては今の能力を確保しておか

なければならない。それを確保するためにはダムも今の容量を用意しておかなければならないと、そういう論法になりますので。ただ、その現実問題そうなるかとか、そういうことがございます。不老議員が言われるようにですね、それを有効活用するというのは私どもとしましても経営的な視点というともう常に持つておかなければなりませんので、今現在は非常に厳しいというふうに思っておりますけれども、常にそういうことを頭に置いて今後の検討課題にしていくということで取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） そのことっておっしゃいましたけど、私が言ったことのそのことなのか、今おっしゃったことがそのことなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） おっしゃいますことも含めましてということでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） それからもう一つ、あそこの浄水場ですね。もうできてから随分とたっているんですけども、あれは更新の予定というのはあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 今までのご質問の中でもありましたように、あそこは1系統と2系統と2つ二本立てになっております。1系統のほう側の更新がですね、このまま行くとあと数年後には更新をするという時期が来るかもわかりません。ただ、これは施設の状況を見まして、今日々点検を行いながら運転しておりますので、その期限が来たからそこでやらなければならないとか、そういうことではないというふうに思っておりますので、そこは十分踏まえて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） ありがとうございます。

考え方が違って、いろいろとやりとりをいたしましたけども、最後に市長か副市長のご見解を伺いまして、終わりにしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 水道水でございますけれども、これは市民にとりまして良質な水道水の安定供給は私どもの責任で確保しなければならない重要な課題の一つでございます。今、不老光幸議員がおっしゃっています松川浄水場、松川、いわゆる貯水池、ダムの縮小あるいは廃止含めた考え方はどうかというふうなことでございました。今、上下水道部長のほうに回答をいたしましてはしたとおりでございます。この今私の考え方でございますが、上の北谷ダム20万tでございます。そして、今松川まで自然流下でおりてきております。結果的に今年については集中豪雨はございませんでした。やはり20万tの北谷ダムがきちっと受けとめておるといふこと、それから場合によっては松川ダムもその受け皿としてあるといふこと、そして700万人からの

観光客が来られておる、このことについても活用すべきじゃないかと。やはりご指摘のとおりだと思います。しかしながら、その場所をどうするこうするということについては、現時点においては今上下水道部長が回答したとおりでございますけれども、今後におきましても道の駅を含めた形での検討等については場所は今の浄水場は現時点ではできませんけれども、それぞれの社会の推移によって検討していくことは必要だろうというふうに思っておるところでございます。

以上です。

(10番不老光幸議員「終わります」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 10番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

[8番 原田久美子議員 登壇]

○8番(原田久美子議員) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております1件3項目、信号機について質問をさせていただきます。

最近では、各地で歩車分離式信号に変わってきているようですが、太宰府市内においても信号機を変えることで横断中の歩行者と車両との衝突事故を防止し、安全な交差点になる箇所があるのではないかと考え、質問をさせていただきます。

1項目めですが、五条の交差点はご存じのように天満宮から二日市方面へ左折する車や市役所から二日市方面に右折する車が多い交差点であります。市役所から二日市方面に右折する際には、無理をして黄色信号で直進していく対向車等があり、ひどいときは1台しか右折できないため、わずかな車両の間を急いで右折する車両があり、道路を横断する歩行者にとって大変危険な状況であります。

そこで、歩行者の安全を最優先に考え、歩行者と車両が交錯しないようにしなければいけないと思います。例えば、時差式信号機、矢印式信号機、歩行者専用現示方式等の導入や太宰府駅前交差点のように全ての方向の車両用信号機を赤表示にして車両を停止させ、全ての方向の歩行者を同時に歩行させるスクランブル交差点等を導入し、歩行者の安全を確保することができないか、お伺いいたします。

2項目めは、大宰府展示館の東側にある県道観世音寺・二日市線と主要地方道筑紫野・太宰府線の交差点は、一方が交通量の少ない道路と交わる交差点ですが、筑紫野・太宰府線は交通量が多く、横断歩道は設置されていますが、歩行者を安全に横断させるための信号機がなく、危険であるため、歩行者信号機が設置できないか、お伺いいたします。

また、主要地方道筑紫野・太宰府線観世音寺前の交差点は、付近にプラム・カルコア太宰府等があり、多くの人々が集まる施設や宇美営業所行き路線バスの待機所があり、バス、車が市道から県道へ出る際、出にくく、危険であり、車両は渋滞しています。このようなことから、車両がいるときだけ青信号に変わる車両感知式信号機を取りつけることができないか、お伺いいたします。

3項目めは、平成22年6月の定例会で一般質問をしましたが、再度質問いたします。

県道観世音寺・二日市線と国道3号線バイパスの交差点の3カ所には横断歩道、歩行者信号がありますが、1カ所だけ都府楼橋側の歩道には横断歩道、歩行者信号がついていません。なぜついていないのか、お伺いいたします。

以上、1件3項目についてお伺いいたします。

再質問は発言席でさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） それでは、信号機についてご回答いたします。

今回の一般質問の3項目に対しまして筑紫野警察署と協議を行っております。

まず、1項目めの五条交差点に矢印式信号機等やスクランブル交差点の導入についてですが、右折車の多い交差点での信号としまして考えられますのは、右折矢印信号機であります。交差点で右折矢印信号機を設置する場合は、基本的に専用の右折レーンが左右対称になっていることが必要ですが、市役所側には専用の右折レーンがありますが、五条郵便局側には専用の右折レーンがなく、直進レーンと大駐車場への右折レーンが併用されている現状では設置できないということであります。

また、五条交差点信号が市役所に向かって青のときに郵便局側から左折しますと、五条駅入り口の信号は赤になっております。五条交差点と五条駅入り口交差点とが近く、滞留場に10台ほど車が停車した場合、現状では右折車が進入できない状況も発生しております。

右折矢印信号機を設置した場合には、さらに交差点に進入した車両によって交通渋滞及び事故を引き起こすおそれがあります。

続きまして、スクランブル交差点の導入につきましては、いわゆる歩車分離式信号であります。五条交差点での車両通行量が非常に多いことと、五条交差点と五条駅入り口交差点信号は連動してありまして、歩行者専用の時間を設定いたしますと車両の交差点通行時間が短くなります。両交差点周辺を含めた渋滞がより発生することが考えられますので、導入することは難しいと思われまます。

次に、2項目めの大宰府展示館の東側にある県道観世音寺・二日市線と主要地方道筑紫野・太宰府線の道路に歩行者信号の設置につきましては、1カ所横断歩道はありますが、信号機が設置されていない交差点でして、以前より地元からご要望も出ており、今年度も既に設置要望を行っております。

筑紫野署としましては、現地状況を確認したいとのことですので、今後筑紫野署と現地協議

も含め、設置へ向けて取り組んでまいります。

また、観世音寺の道路に車両感知式信号機を設けることについては、この交差点の形状が観世音寺からの出入り口と市道との通りが通っていないこと、半感应式になると県道の渋滞を招く懸念があること、及び観世音寺側が出入り口で信号機が設置できないことなどから、設置は難しいように思われます。

次に、3項目めの県道観世音寺・二日市線と国道3号線バイパスの交差点の3カ所には横断歩道、歩行者信号はあるが、1カ所だけ都府楼橋側の歩道には横断歩道、歩行者信号がつけられていないということですが、今年度も既に設置要望を行っております。筑紫野署としましては、現地調査を行い、前向きに検討されるということであります。

なお、最後になりますが、警察ではですね、信号機設置の方針としまして、事前に交通量、それと交通事故発生状況及び交差点の形状等をですね、調査、分析して設置の適否を判断しているということであります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 筑紫野警察署のほうに要望していただきましてありがとうございました。ちょっとまだ1項目めからちょっと入らせていただきたいんですけども、私がこの質問をしたのはもうご存じだと思いますけれども、今答弁でもあったように市役所から二日市方面に右折する車が本当に多ございまして、それは市のほうも把握されているということでしたけれども、もう結果的には信号機はスクランブルにしても、右折式信号機もできないということでご答弁をいただいたんですけども、ここは今の答弁でどことの間の信号機の間が短いつて何か言われましたよね。それももう一回、ちょっと済みませんが教えていただけますか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） ちょうどセブンイレブンの前に五条交差点がありますけども、あれから二日市側に行ったすぐですね。二日市に行く道と五条駅に行く道とどんかん道に行く道がありますね。あそこを五条駅入り口交差点といいますけども、その間がですね、約60mしかない。横断歩道と横断歩道間がですね。それで、10台ぐらいしか、とまったらですね、もう右折ができないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 五条交差点というのは市民の方を初めとしまして観光客、また高齢者とか障がい者、白い杖を持った方ですね。そういうふうな子どもたちが交差点を利用されているんですけども、市役所のほうから二日市方面に右折するときには歩行者がいて、それに右折できない車両があると思うんですよ。それで、1台しか、2台しか通れない部分というのがありまして、もう交差点の中に入っていったら、もう主要と専用と補佐がありますよね。あの天満宮第2駐車場、天満宮の第2駐車場に行く道との間で時間差もやっぱり違うと思います。私

もはかりましたけれども。それで右折する車が本当に1台しかなかったり、子どもたちが通るときも天満宮第2駐車場から大型バスがまた右折してきます。そのときに大型バスがその交差点内に1台しか通れなくて、あとが渋滞している。渋滞もありますので、ぜひですね、そこは時間が短く、60mしかないので5台ぐらい渋滞すると言われましたけれども、ぜひですね、今後の検討課題としてですね、時差式信号ですかね。時間的に二日市方面に行く、右折する車を時間をちょっと延ばしていただだけでも違うのではないかと。歩行者は歩行者がその時間を言われたら私もそれをどうかしてくれということはまだ警察のほうとのかけ合いがあると思いますけれども、どうかしてですね、あそこの交差点は本当に渋滞しているということはもう重々わかってありますけれども、重ねまして今後の検討課題として、また筑紫野警察署ともまた確認をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） あそこの交差点が2つありますよね。あそこが一つのワンパッケージみたいになっているんです。この信号が赤になったらこっちが青になるとかですね。1つを動かすとこっちを動かさないかんというようなパッケージになっている。それで、あのどうしても信号機の間が短いとですね、解消はしないと思うんですよ、どんなふうなやり方をやっても。時差式信号にしますとですね、こっちから見たときですね、自分はまだ赤やねと思うとつてもですね、向こうは向こうの信号はわからないんですよ。それで衝突したりとかあるんです。例えば自分は右折しようと思って、今は矢印信号ですよ、言っているのは。時間差、時差式信号になりますと、自分が例えば右折しようと思って行きますよね。青だからと思っておつてもですね、向こうが赤か青かわからないんですよ。だから、そこでぶつかったり衝突したりする事故がありますもんですから、今はもう交差点は矢印でやっているところが多いと思います。

それと、私が思いますにですね、基本的に今の状況ではですね、少々のことをしててもですね、解消にはならないというふうに考えています。一番大きいのはですね、やっぱり五条口の交差点のところをですね、改良する。もうちょっと向こうに持って行ってですね、県道に対してどんかん道も駅からの交差点もですね、直角方向にですね、つくってそこに交差点をつくらないかん。つくるのがですね、一番の解決方法じゃないかと思っていますが、今すぐはできません。今すぐはできませんが、将来的にそういう構想を持ってですね、やっていくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたらですね、そのようにどんかん道のところの移動も含めまして今度の検討課題にさせていただきたいと思います。

私はですね、その交通がですね、円滑にスムーズに交通事故も減少して安全に安全な町になってほしいということで今回質問させていただきましたけれども、長野県ではですね、信号機

に関する意見、要望を聞き取り、調査をされておられます。そこです、参考までですけれども、高齢者への信号機に関するアンケート調査の結果をちょっと簡単ではございますけれどもちょっと聞いてください。調査対象者は3,687人、60代の方、1,111名、70歳以上2,576名、性別は男性が1,643名、女性が2,044人、免許証を持ってあるかないかはありが2,186人、なしが1,501人、質問事項はこういうふうなことでアンケートの対象者でありましたけれども、その内容はですね、歩行者や自転車が出かけた際に不便や支障を感じる信号機はありますかというようなことを聞かれているんですよ。そしたら、2,665人の人が、72%の人が車やバスを利用しているということで多かったんですけども、そこを利用されている、あると答えた方が544人、28%。その28%の方の意見では、歩いて信号やですね、横断歩道を利用してある方が544人なんです。その私は3,687人よりもその歩いて、高齢者の方が歩いていかれている方が28%いらっしゃるんです。その28%、率的には少ないんですけども、その28%の意見を太宰府市でも、もしもアンケートをとったとしますね、太宰府で。だから、そういうふうな意見が同じような意見が出てくると思います。そういうふうな意見を大事にしていきたいなと思っております。

そして、高齢者のですね、アンケートの結果の意見としてはですね、歩行者の青信号が短いと。それと、歩行者用の赤信号の待ち時間が長くていらいらすと。それと、歩行者用の信号機の色がやっぱり暗くて、これは信号機の問題だろうと思いますけれども色が見にくいということでした。

それと、障がい者の40名の方にやっぱり同じように意見を調査をされております。そこでは、やはり音響式のない交差点は横断するのに怖いと。これはもう五条交差点はありますので、別にないんですけど、あとは音響式があっても音量が小さい。あれも大きくなっておりましたので、これはもう別に問題ないんですけど、あと点字ブロックの方向がないということで五条交差点のほうを私もずっと写真も撮りまして見てきましたらきちんと点字ブロックなりをきちんと設置されておりましたのでこれは安心したんですけども、天満宮第2駐車場に行くほう側のブルーゾーンですかね。安全ブルーゾーンのほうには点字ブロックがありません、両方。それがちょっと子どもたちも目の不自由な視覚障がい者の方も通られているのを私見かけておりますので、今日は私は交差点のことで質問しておりますので点字ブロックのことについてはまたちょっと調査をしていただいて検討していただきたいと思っております。

それと、やっぱり歩行者の赤信号の待ち時間が短過ぎるということで、この時間はどうでもできるというように私は聞いておりますけれども、先ほどもう時間が決まっているような言い方をされましたけれども、歩行者信号、歩行者をするための歩行者信号を何秒、車両が通る信号は何秒というのは決められているんですか。ちょっと私わかりませんので教えてください。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） すいません。ちょっと私の言い方が荒くてですね。あの五条交差点の中では、あの五条交差点とですね、五条駅入り口の交差点の時間帯がワンパッケージになってお

りましてですね、交差点ごとにですね、その時間帯の決め方はそれぞれ公安委員会が調査して自動車の通行量とか、歩行者の通行量とか、そういうのを調査しましてですね、公安委員会のほうで設定して設置しているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それで、そういうふうなことも含めまして、今後やはりあそこはもういつも渋滞している場所でありまして、大きな事故がないことが幸いでございますので、もしも事故にならないように郵便局のほうから来られる車が本当に交通マナー、マナーだろーと思えますけれども黄色でも入ってくる。それをやめさせるか、警察のほうで定期的に立っていただいて、警察がおればそういうふうにして信号を入ってくることもないと思えますので、そういうふうなことも含めまして警察のほうにもご協力をお願いして、まずは定期的に立っていただくようなことも言っているのではないかと考えておりますので、お願いしたいと思えます。

それと、1項目めにつきましてはこれでちょっと終わりたいと思えます。

2項目めに行かせていただきますけれども、この質問はですね、大宰府展示館の東側にある交差点についてなんですけれども、あの都府楼橋方面の観世音寺一丁目-28、19、26、21の角に黄色の点滅信号がこの何年か前に設置されました。この信号機はどのような理由であそこに設置されたのでしょうか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） これ何年前かちょっと私も質疑になかったものでちょっと調べておりませんけれども、あれについてはですね、やっぱり注意喚起ということですね、どちらが黄色が点滅していたり、赤が点滅している交差点であると思うんですけども、それについては注意喚起と、交通の注意喚起ということで、地元からもそういう要望があったということですね、聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その場所につきましては、さっき答弁があったように今後調査をしていただいて、交差点の公安委員会のほうも調査をしていただくということで答弁をいただきましたので、事故がない前に設置をお願いしたいと思えます。

よろしくそこはお願いしたいと思えます。

それと、もしもですね、そこにするとすれば歩行者用の信号機になるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） つけるとすればですね、やり方としては今の観世音寺についているような押しボタン式、農協前についている押しボタン式みたいな形になると思えます。ただ、私もあそこ現場に行きましたけどですね、一番の大きな課題といたしますのは、政庁のほうからですね、あそこの交差点ですね。今言われている交差点に行く場合ですね、ちょっとカーブしてい

るんですよ。距離が140mぐらいしかないというのが大きなネックになっておりましてですね、私が見た感じですね。というのは、政庁から直進車が来てですね、あの例えば信号をつかったとしますよね。やはり50mぐらい前にですね、やっとその信号に気づくかなという距離なんですよ。あの政庁から次の今度議員が言われているところに立てたとした場合ですよ。そこから辺を警察のほうも現地調査されるだろうと思います。それと、信号機が一つは立てられるかと、あの場所にですね。そういうのも現地調査の上ですね、確認されると。一番大きい課題としたら、あそこはやっぱりカーブがですね、見通しがちょっと悪いかかと、信号に気づくのが遅くなるかなと。だから、停車している車に追突とかですね、そういう事故の心配を、その辺も考えられて現地をちょっと見てみたいという話をされたと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） あそこの交差点はですね、主要地方道の筑紫野・太宰府線のほうが本当に車両が交通量が多いんですけど、今おっしゃったように展示館からちょっと行ったところが本当にカーブになっていますので、あそこには補助信号とか、速度を出すようなことではないと思いますので、そこには横断歩道があるんですから横断歩道があるのにそこをやっぱり補助信号とかをつけることによって速度を出さない車をするというようなことも考えれば信号機はつけても私は可じゃないかなと思いますので、それも含めまして子どもたちがあそこは横断をするところでございます。

それと、もう一つ言いたいのはですね、県道観世音寺・二日市線のほうには横断歩道がありません。信号機がつけられなかった場合には横断歩道は設置することができますか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） その辺はですね、現地調査の中で警察のほうとですね、確認はしていきたいと思っています。今この場でですね、できるできないというのはなかなか言えませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そして、この観世音寺の今度は道路の信号についてちょっと質問させていただきますけども、これは平成19年9月に私定例会に質問したところでございますけれども、そのときに答弁では区長さんからの半感式信号等の設置の要望があっているかどうかを確認するということのご返事でした。そのときには要望があっているのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 観世音寺前につきましてもですね、要望があっておりまして、うちのほうもですね、要望書を提出している状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そのときはですね、区長さん、平成19年度ですからまだ区長制度ですので、区長さんからの申請をもって要望ということになっておると思いますが、今自治会長さんになっております。こういうふうな信号機の要望につきましては以前のおり自治会長の要望がないと要望をとってくれないのか、ちょっとそこところをお聞きしたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） やり方としてはですね、今議員が言われましたように信号機の要望につきましては地元自治会長さん、それから小・中学校のPTAよりのそういう要望書を取りまとめてですね、うちのほう筑紫野警察署に提出します。それ経由で最終的には福岡県の公安委員会に設置要望書を出すと、その機関の中で決定されるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたらですね、ちょっと例えばなんですけども、私が住む自治会ではですね、自治会長さんが議員さんでございますので私がいろいろ要望を自治会長さんに渡すということになりますとそれは私もやりにくいところがございます、正直言ってですね。それを私はそういうふうなところも含めてですね、今回自分の一般質問をしたところでそういうふうなものが要望がなくても取り扱ってくれるのか、そういうふうなことをちょっとお聞きしたかったんですよ。だから、市民の方が自治会長さんに言わなきゃいけないのか。それとも、こういった私たちは市民の代表である議員がこういうふうなところじゃなくても直接各関係部署に行って要望をしてもできるのか、そこところをですね、私も今いい時期かなと思っておりますのでお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） ちょっと回答をちょっと今迷っておりますけども、ここではいろいろここにしてほしいとかですね、いろいろあると思うんですよ。市としましてはですね、地元の機関のことは地元の中でですね、いろいろ相談していただいて、ここが一番危ないばいと。そういうところをですね、市としては出していただきたいと思うんですよ。なかなかですね、例えばあの三条台の入り口前の信号機でもですね、もうつくのに大分かかっております。今か今かという話でですね、なかなかその我々が警察に説明してもですね、つけていただけないと。そういう状況でありますのに地元から、いや私はここよ私はここよと出されてもですね、なかなか緊急性を警察のほうはですね、求めますのでですね、どこが優先するとなという話になりますものですから、そこら辺は自治会のほうでですね、十分に調整していただいて、本当にここが危ないばいというところをですね、出していただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） このとき、平成19年9月の一般質問のときに市長からも答弁をいただきました。信号機の問題については住民の声を上げていくと、私どもの役割ということも聞いておりますけれども、もう一度ですね、市長本当にこういうふうなたかが信号って言われるかもしれないけれども、本当に市民、住民が自分も含めて信号機を通るときに本当に混雑して危ない、歩行者の本当に危険があるというふうなことを見かけることも多いと思います、車で来られていますのでね。だから、そういうふうなときに本当に太宰府の安心・安全まちづくりというのは信号機も一つに入れていいのではないかと私は思っております。今後、そのときの6年前、私が質問したときにも市長からの答弁をいただいたんですけれども、もう一度ですね、6年前と変わっていないのかどうかを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民の安全・安心、人に優しい、まちに優しい、あるいは環境に優しいまちづくりは行政の基本だというふうに思っております。特にハンディを持った方々も自由に、あるいは外国人の方も自由に行けるような、目的地まで行けるような、そういった道路行政は必要だというふうに思っております。その中での信号機の設置問題、課題等々もたくさんございます。箇所もいろいろたくさん要望等が出ております。基本的に私どもは勉強会の中でも市単独事業で市がお金を財政的な裏づけをすればできるのかというような質問も内部でいたしております。公安委員会の設置、いろんな交通量等を勘案しながら優先順位を決めて行われておりますので、私どもとしてはその公安委員会にできる限り今原田議員も言われたようなことも含めて今後とも積極的に陳情、あるいは要望していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 先ほどから市長の安全・安心まちづくりについて市長からのご意見、本当にありがとうございました。6年前と変わっていないことをお聞きしまして安心しております。

2項目めの続きから申し上げますと、結局そういうふうに請願とかそういうふうなものが上がってきた場合にですね、できるだけ市民の意見をですね、筑紫野警察署とか県の公安委員会に実情をですね、向こうから確認をしてこられるということだったらいんですけども、やはりまずはこちらの実情を申し上げてそういうふうに意見を出されたところにはなぜできなかったかという、その説明をですね、していただきたいなと思っております。

それと、できればですね、要望としましては、要望につきましては、その要望書を出されたところには回答をですね、どういうふうな理由でできませんということを受けているというこ

とを教えていただけたらいいなと思っております。これは要望にさせていただきたく思います。

それと、2項目めはこれで終わりたいと思います。

では、3項目めの再質問にさせていただきます。

これもですね、平成22年6月にですね、一般質問をしまして3年が過ぎました。それから、全然ですね。3号線バイパスの道路は本当にきれいになり、木も伐採され、結構いいと思いますけれども、そのときにですね、回答された答弁では、当時の区画整理、河川整備の関係者、聞き取り調査をしても詳しい職員がいなかったという返事をいただきました。こういうふうなのは、その職員がその当時ですね、3号線の都府楼橋のほうの岸側のほうに横断歩道と歩行者信号機がないことについて区画整理のときになぜなかったのかというのを知らなかったということなんですけれども、やはりこういうふうな資料というのはですね、那珂土木事務所とかに聞けばわかることではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） あそこは県道とバイパス、国道がですね、交差したところの交差点になっておりまして、その当時市のほうで公安委員会ないし筑紫野警察署にですね、要望を出していることは間違いなくと思います。ただ、国交省のほうからもですね、県のほうからもですね、そういう要望書は行ったんじゃないかと思うんですよ。ただ、議員さんのほうからなぜできないんだということで私も今回、あそこなかったんやねと初めて気づいた状況であったもんで、現地も見たんですけど、私個人としての見解としてですね、あれは梅大路の後に朱雀大路がありますよね。朱雀大橋がありまして、朱雀大橋のほうには横断歩道があるんですよ。こちらの都府楼橋のほうには横断歩道がないと。何が違うかといったらですね、横断歩道はですね、通常歩道がありますよね。それに沿って真っすぐ横断歩道はなかなかつけないんですよ。少し奥まって横断歩道、例えば五条の交差点がありますよね。セブンイレブンへ行きます。渡ろうとしたら少し二日市側に行って横断歩道ができますよね。そして、また郵便局の歩道に行くというような形になっておるんですよ。朱雀大路のほうはですね、橋の中に横断歩道がありますね。少し橋の中に。あれは朱雀大路は両歩道になっています。両歩道になつとるからですね、あそこに横断歩道をつくってもたまりがあるんですよ、人がたまる。ところが、都府楼橋はですね、何が違うかというたら片歩道になっておりまして、橋の中に歩道をつくらうと思ってもですね、たまりがないんですよ、片方。わかりますかね。横断歩道をつくらうとしたら、朱雀大橋のほうには歩道が両方あるからですね、下がって横断歩道できるけども、都府楼橋はですね、歩道が片側しかありませんので、もう車道に近いほうに横断歩道もつくらにやいかん状況になるんですよ、前のほうに出して。そこが大きな違いかなと思います。

それと、その当時ですね。警察もそこら辺を見たのかもしれない。たまりがないじゃないかって。車道のほうに横断歩道をつくりますと、例えば観世のほうから来た場合に横断歩道を渡りよる人が巻き込まれたりとかですね、そういう心配があるという判断をされたのかもしれない。

もう一つはですね、私が思いますには、その当時、あそこは通行はそれほど多くなかったかなど。歩道を渡る人がですね。今はですね、バス停ができております。バス停ができてですね、私もたまたま夜帰りよりましたら結構なバスをおりてですね、あの渡る方が多いんですよ。そういうことですね、あの昭和56年ぐらいにあそこができておりますけれども、その状況と大きく変わっております。その辺はですね、今度現地確認をするときに説明はしたいと思っておりますけれども、その当時何でできんやっかかといろいろ考えてもですね、今から先やっていきますということで我々も言っておりますので、その方向でご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 前向きにもうそれもお願いしたいと思っております。

そして、筑陽高校のところのほうに道ができるというお話を聞いているんですけど、それから広がると。筑陽中学校の玄関前から筑陽高校の玄関のほうがあれば県道になっておりますよね。県道のあの交差点というのは、やっぱり交差点に横断歩道がないということですね、その今の道の狭さ、歩道のところにはつくれないということでしょう。歩道があるところには横断歩道はできないということなんですよね。だから、橋の上に今されたんですよ。されているということですよ。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 私が言ったのはですね、昭和56年、その当時はそういう考えじゃなかったかという話です。今現在はですね、歩道に沿ってちょっと下がったぐらいで設置されている横断歩道もありますので、その辺の話もさせていただいてですね、警察と協議したいということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それはよろしくお願ひしたいと思っております。

そしたら、このそのときは歩行者信号機も含めてお話をさせていただきますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 歩行者信号機も含めて協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それではですね、本当に1件目、ちょっと参考までになんですけども、やはりこういった信号機の設置、横断歩道の設置、危険箇所、そういうふうなところをやはりいつでも誰でもですね、情報を教えるシステムというのが京都府のほうでですね、市町村共同電子申請システムというのがありまして、それには簡易申請になっていてですね、申込入力ができるようになっています。それはなぜ何のためにあるかというのは、あの信号機の意見

箱ということで設けられているんですけど、京都府の警察本部の交通規制課の信号機係というところがそれを集められて交通安全を守るための情報を習得しているボックスでございます。これはやっぱり信号機が見づらいとか、信号機をこうしてもらいたいとかといった意見ボックスなんですけれども、私個人的にはですね、こういうふうなシステムがあればいいなと私は思いました。福岡県のほうにもですね、こういうふうな意見箱があるということを今聞いて、それもう知りませんって言われるかもしれませんが、今後ですね、そういうふうな福岡県でもこういうふうなものが導入されているかどうかをですね、聞いていただいて、太宰府市でもですね、こういうふうなものを小さいものでいいからですね、誰でもが危険箇所とか、危険場所とか、そういうふうなものを教えてもらえるようなシステムになったらいいなと思っております。

最後になりますけれども、全体的にですね、この1件目の私の信号機について質問したわけなんですけれども、この歩車分離信号機にかわることで太宰府市ですね、交通渋滞とか歩行者のための安全とか、そういったものが減災になればいいなと思って、再度になりますけれども、これは要望で聞いていただきたいんですけども、あの梅大路交差点、いわゆる国立博物館と天満宮に向かう交差点なんですけど、あそこもやはり右折の車はいつも渋滞していると思いますので、あそこのほうもですね、今後やっぱり調査されてですね、歩車分離式信号を導入していただいたらということで要望したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 歩車分離信号の話が出ておましてですね、以前前回6月の議会でもお話しさせていただきましたけども、今太宰府駅前が歩車分離でスクランブルになっております。あそこはですね、参道のほうからは車は来ないと。天満宮駐車場のほうからは一方通行になっておまして、通行量、歩行者のですね、通行量がもう全然五条交差点とか梅大路交差点と違うんですよ。昼間ですね、見ていただいてもわかると思いますけども、もうほとんど人は少ないと。ところが、太宰府駅前はですね、もう昼夜とは言いませんね。昼間はもうずっと多いと。安全を確保するためにはですね、どうしてもあのスクランブルは必要だったし、近くに信号がないんですよ、周りに。ところが、あの五条とかですね、梅大路の交差点はすぐ踏切があったり、もう信号がすぐそばにあったりとか、非常にですね、状況的にスクランブルをするにはですね、難しいところでもあるし、昼間の人通りが思ったより少ないと。今大野城とかいろいろスクランブルじゃなくて歩車分離でやってあるところもあるんですけども、結構苦情もあるという話、昼間人が私も見に行きましたけどもほとんど通ってないんですよ。ただスクランブルになっとなったり歩車分離になっておると。そこら辺の兼ね合いといいますかね、そこら辺もあるので研究はせにゃいかんけども、五条と梅大路は非常に状況がですね、以前からも議会でも一般質問はあっておりますけども、やっぱりあの西鉄の踏切の問題、さっき言いました五条交差点につきましては五条駅入りの信号の問題と、そういうのもありますので、なかなか今すぐ解決策をですね、出すのは難しいということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 大変本当に無理ばかり言いましたけれども、やはり太宰府市にはですね、先ほどからいろんな方が市民を初めとして観光客、本当に他県から来られる車がやっぱり多いということはもうわかりますけれども、せっかくですね、そういうふう以太宰府の町に来て道路渋滞とか、太宰府の知名度を落とすようなことにならないようにですね、おもてなしの心でこういうふうな信号機も含めて人も、女性の長寿が5位ということで、長寿のですね。が5位ということを知りましたけれども、人も道路も安全の町、全国ではワースト1になるようにですね……。

（「ベスト」と呼ぶ者あり）

○8番（原田久美子議員） いいほうですよ。いいほうでナンバーワンになるようにですね、お願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問をさせていただきます。

まず、1件目の子育て支援策から未就園児の遊び場確保や親の交流場の現状について質問させていただきます。

本年5月15日から17日まで、総務文教常任委員会で埼玉県、東京都に行政視察を行いました。その視察先の埼玉県東松山市にて放課後児童クラブの運営について視察をさせていただきました。東松山市の放課後児童クラブ、要するに学童保育所は民設民営8カ所、公設民営5カ所、計13カ所あり、入所者数も年々増加傾向にあり、特に公設民営の5カ所については本市と同様に指定管理者による運営がなされておりました。その運営状況の中で、支援員を必要とする児童への対応や指導員の多くは、保育士、幼稚園教諭、小・中・高教諭の資格を保有しており、必要に応じて研修等に参加して、保健、救急救命関連資格を取得し、児童への対応を行っているとのことでした。そのほか、長期休暇時の対応として保護者の負担軽減を図るため、春休み、夏休み期間、始業式、終業式、開校記念日等、弁当の注文があったり、毎年度末に保護者満足度調査を実施し、非常に満足度が高い状況でした。本市も改善、見習うべき点があればぜひとも参考にさせていただきたいと思っております。

その中で、私が指定管理の運営となり工夫された事項の中に非常に感心した内容がありました。学童保育所施設の午前中の空き時間を有効活用した支援活動を行う。これは、本市でも取り入れることができるのではないかと考えます。現在、子育て支援課による子育てサロン等による活動は私の中では評価しております。しかし、もう少し回数があればとか、近い場所なら歩いて行けるが車がないため遠出は厳しいとか、車で行っても駐車場が狭いとか、改善すべき

点もあるのではないかと考えます。先進地の東松山市では、午前中は子育てサークルに開放し、子育て専従職員が5カ所を回っているとのことでした。本市でも子育て支援策として学童保育所施設を未就園児の遊び場確保と保護者の交流の場として検討できないか、伺います。

2件目に、地区公民館利用について質問させていただきます。

南小校区防犯・防災部会では、毎年7月3週目日曜日に太宰府消防署と女性消防団の協力のもと救急救命講習会を実施し、毎回50名ほどの参加者があります。3時間講習の中で指導を受け、迅速に正確にマニュアルどおり人前で行うのは人生経験豊富な方でも、緊張等もあり、なかなかうまくいきません。人命はとうといもので、それを救うというのはそれだけ責任があるのだということが緊張につながっているのではないかと思います。このように、地域の皆さんは積極的に講習を受け、安全・安心なまちづくりの一助を担っておられます。地区公民館の利用は積極的に行われ、夏祭りの雨天時による利用や、敬老会、文化祭等々、その利用については多種多様あり、しかも避難場所にもなっています。もし、公民館利用時や近隣で最悪の事故が起こった場合、まずは119番に連絡をして救急車を呼びます。救急車が到着するまで約10分弱の時間がかかると思われまます。この間、何らかの処置、特に心肺停止の場合などは迅速な対応が生存率を高めると言われています。真剣に安全・安心なまちづくりを目指すのであれば地区公民館にAED設置は早急に必要だと考え、その方法として公民館整備事業費の増額とAED設置の補助金を要望したいと思います。市の見解をお伺いいたします。

3件目に、平成22年6月定例議会において市指定の可燃ごみ袋の中袋を検討するよう質問し、要望しておりましたが、その後どのような検討がなされたのか、伺います。

以上、3件について質問させていただきます。

なお、答弁は件名ごとをお願いします。

再質問につきましては発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 1件目の子育て支援についてご回答いたします。

まず、本市の子育てサロン事業等につきまして議員から評価をいただきまして現場の職員も非常に励みになると思っております。ありがとうございます。

在宅の未就園児の子どもの遊び場、保護者の交流の場、情報交換の場、相談の場として、市内の私立保育所2カ所に地域子育て支援センターを設置しまして、また平成18年4月に太宰府市子育て支援センターを開設し、それぞれ特色を生かした事業を展開し、子育て中の親子さんたちがそれぞれに自由に参加されておられ、大変喜ばれております。

また、市内の保育所5カ所、幼稚園3カ所で園庭開放も行っており、地域の親子さんたちの受け入れも行っております。

特に、市の子育て支援センターにおきましては、いきいき情報センター2階のビガールームを開放して安心して気軽に集い、ほっと一息つける居場所、保護者同士の交流や情報の交換の場として子育てサロン、ぽかぽかサロンを開設し、多くの方にご利用をいただいております。

また、年齢や状況に応じた子育て広場の開催、子育てサークル、団体への支援、リフレッシュ一時預かり保育など、子育て家庭に対する総合的な子育て支援事業を職員一丸となって展開しております。

さらに、子育て支援センター職員が直接出向き、出前保育を行っております地域子育てサロンは、市内10カ所の公民館等において地域の方々のご協力をいただきながら、きめ細かな地域での子育ての場として大変充実した内容となっております。

また、新生児を対象に全戸訪問を行っておりますこんにちは赤ちゃん事業におきましても、子育ての相談、情報提供を行い、子育てサロンや子育て広場等への参加につなげているところでございます。

今後とも、地域子育て支援センター、地域公民館等での子育て支援活動のさらなる拡充に努めてまいります。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

自分のことで申しわけないんですが、私の子も子育てサロンには行ったりしてですね、お世話になっております。非常に評判がいいようですね。壇上で言わせていただきました。

今学童保育所が指定管理者になっております。午前中はやっぱり小学校の児童・生徒が授業中なので学童保育所はあいていると、そういった既存の施設を利用するということですね、非常にまたその地元の小学校に近い保護者や子どもさんたちが行くことによってそういった交流の場が設けられるとか、子どもたちも友達が増えるとか、そういったことが狙いで今回質問させていただいているわけですが、今現在ですね、本市指定管理者になりまして、現在の指導員の数ですね、委員数とですね、壇上で申しましたように保育士と各教諭の資格を持ってある委員数の割合をですね、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 学童保育所の指導員数は9月1日現在で調査をいたしました。嘱託、臨時指導員合わせまして合計42名でございます。そのうち保育士、幼稚園教諭、小・中・高教諭等の資格を有している人の数は21名でちょうど半分でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 約半分の資格を有する方があるということですね。ありがとうございます。現在のですね、指定管理者との契約についてちょっとお伺いしたいんですが、契約は平日は14時からちょっと契約上は私も詳しくわからないんですが、14時から19時まで、土曜日、長期休暇中は早朝7時半ぐらいからだ伺っておりますが、例えばですね、平日午前中の2時間ぐらい、例えば10時から12時までとか、学童保育所あいている時間帯にですね、未就園児の遊び場確保や保護者の交流の場としてですね、実施していく場合、契約上はそういった問題はないか、伺います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 現在、契約しております内容につきましては、平日は放課後から5時まで、5時の延長保育もありますので、5時から夜の7時まで、土曜日につきましては8時から15時までで延長を入れますと18時までということとなっております。午前中につきましては準備をしたりすることがあって全く使わないわけではございませんし、例えばおやつを買いに行ったりとか、遊びの用具を買いに行ったりとかということで使ったり、そうはされてあるようでございます。仮に学童保育所をそういうふうな場に活用するというのであればですね、想定されることとしては安全管理上の問題とか、衛生場の問題がありますから、どうしても学童保育所を午前中に開放する必要があるというふうになればですね、保健部門との具体的な話をしていきたいというふうには思います。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） じゃあ、まるっきり不可能ではないということで解釈してよろしいですかね。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） まず、学童保育所ありきではなくてですね、健康福祉部長の答弁でもありましたようによりきめの細かい地域に出向いて各公民館とかですね、保育所、幼稚園の施設を活用してあります。それでもなおかつ足りなくて学童が必要ということであればですね、そういうときは幾つかの問題点はありますけれども、それについては前向きに内部でも共有をして課題解決をしていかななくてはならないというふうに現時点では思っております。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 議員がご提案の学童保育所の活用につきましては、市としましても私どもと基本同じ方向性だというふうには考えております。今年度実施する予定の子ども・子育て支援事業計画策定に向けました市民アンケートを行います。その中でですね、ニーズ調査も行いまして、さまざまな方法の一つとして検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 検討されるということなので、これ以上聞いてもあと検討していきますぐらいの答弁しかないと思いますので、1件目は既存施設のですね、有効活用ができるように課題をクリアされてですね、あと指定管理者の指導員さんと子育て支援センターとの連携も今後は必要になるのではないかと思います。太宰府市は子育てしやすいまちづくりだと、市民の皆さんは当然として市外の皆さんからもそういった声がですね、聞かれるよう先進地の取り組みを参考に進めていっていただきたいと思います。

1件目はこれで終わります。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） それでは次に、地区公民館についてご回答いたします。

本市のAED設置状況につきましては、全小・中学校、市役所本庁、プラム・カルコア太宰府、太宰府館、文化ふれあい館、展示館など、公共施設に市町村振興協会事業やコミュニティ助成事業を活用して設置をしております。公共施設についてはですね。

ただし、ご質問にあります地区公民館の設置につきましては、以前活用しておりました補助制度の対象ではございませんでした。このため、設置を希望される場合は自治会独自の購入をお願いしてきたところでございます。ちなみにですけれども、現在市町村振興協会事業等の補助制度はもう既になくなっております。

また、中央公民館で取り扱っております地区公民館施設整備補助につきましては、新築事業、増改築及び補修、それから室外の固定遊具の新設、増改築、放送設備等の新設、改良、敷地内の照明など基本的にハード整備事業の助成といたしております。AEDの設置については現在のところ対象としておりません。

AEDを使用する際については、議員もおっしゃってありましたけれども、操作研修等は必ず必要になると思います。各自治会でそこら辺については必要性も含めて十分論議をさせていただきまして、現時点ではですね、既存の各自治会で自由に使える地域運営支援補助金というのがございます。これを活用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 対象外になるということなので非常に残念なんですけど、私もちょっと自治会にアンケート調査とか行ったわけじゃないんですけど、ちょっとこれはお願いしたいんですけど、AEDの設置をですね、要望される自治会は多くあると私は考えます。自治協議会の総会等ですね、まずはその地区公民館にAED設置を希望される自治会がですね、幾つあるのか、まずは調査を行ってみてはと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 今、既にですね、たしか国分だったと思いますけれども、一つの公民館がつけてあるという話は聞いております。これについては基本的には地区公民館は地域住民の活動拠点ということで、基本的には地区住民の施設でございますから、市が強制的につけるべきかというよりも地域の中で論議をしていただくのが筋ではないかというふうに考えております。ただ、避難施設ということもありますので、全く市が知らないということではございませんので、そこら辺につきましては協働のまちとも連携してその考え方についてはどうなのかというのを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 今のご答弁で関係ないというか、関係ないとは言っていないですね。地区公民館はやっぱり自治会、地区公民館ということで自治会に任せているというニュアンスのお答えでしたが、やはり1台調べますと約40万円もするAEDをですね、自治会がすぐ設置できるとはですね、考えられません。世帯数が多い自治会ならですね、多少は余裕があるでしょ

うが、やはり世帯数の少ない自治会はぎりぎりで運営をしていると聞き及んでおります。しかしですね、人命がですね、助かるならば私は40万円という金額は安いと思います。やはり行政のほうからですね、半分ないし3分の1ぐらいのですね、補助を出していただきたいと考えますが、今後検討されるお考えはありますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 現時点では先ほど言いましたように地域のことは地域でいろいろ論議をした上で検討していただきたいというのが基本的な考えでございます。将来もし他市の状況も少し聞いてみましたところ、近隣ではやはり地区公民館に市が補助している状況はございません。市の公共施設については設置をしておるようでございます。周りの状況等を見ながら、仮にそういうふうなことをする必要が生じた場合については議員さんがご提案されたようなことも検討してまいりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 他市がやっていないから太宰府市でやっていただきたいと、そういうふうには私には思いますが、壇上でもですね、申し上げましたように人命はですね、とうといものであります。当然ご承知でしょうが、当たり前のことを言いますが、人命はですね、一度失ったら二度と戻ってきません。行政がですね、設置するとか、自治会で設置しなければならないとか、そういったちょっと言葉は悪いけど小さいことにですね、こだわらず、まずは第一に人命の尊さを考えていただきたいと思います。自治会の予算でですね、もし設置しなければならないのであればですね、地区公民館の活動も今もどんどん増加傾向にありますし、これからも高齢化社会になってきてですね、活動も増えてくると思います。おまけに避難場所でもありますから、できれば行政のほうでですね、ちょっと無理やりというわけじゃないですが、早急でですね、設置を地区公民館に義務づけする、そういう必要があると私は考えます。いかがお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 人命が大事だというのは十分わかりますし、おっしゃっていることも十分理解はできます。ただ、基本的な役割分担として行政がどこまですべきか、地域はどこまでやるべきかというのはやはりよく考えなくちゃいけないというふうに思います。仮に義務となりますと、やっぱりそれなりの対価をこちらが用意しなくちゃいけませんし、それは地区でも十分わかってあるというふうには思います。だから、私どもとしましては現時点ではその義務で強制的にするということではなくって、そういうふうな啓発といいますかね、そういうことには行っていく必要があるというふうには感じております。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 私の本当の希望としては公民館に、やっぱり人命が第一ですから義務づけをして、市も補助金を出しますよというのが希望です。地域の皆さんがですね、安全・安心に地区公民館ができるようにですね、一日でも早くですね、啓発でも結構ですし、まずは啓

発から行っていただきたいと思います。AEDがですね、一日も早く設置されることを期待いたしまして、2件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目。

市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） それでは、3件目の市指定可燃ごみ袋についてご回答申し上げます。

平成22年6月議会におきまして、ごみ減量施策に関し、ごみ袋の中サイズ導入予定についてご質問をいただきました。その後、ごみの減量とリサイクルの計画的な推進に向けまして市民ニーズを把握するため、平成22年12月にごみの減量とリサイクルに関する意識調査を実施いたしまして、その中でごみ袋のサイズについてもご意見を頂戴したところでございます。その結果、可燃ごみ袋の大袋45ℓのほうですが、これにつきましてはちょうどよいが全体の82%と大半を占めておりました。また、世帯人員別でもほぼ80%の方からちょうどよいとのご回答をいただいております。また、小袋25ℓのほうですね。これにつきましてはちょうどよいが全体の50%を占めておまして、小さいと回答した人が37%となっております。

もっとも、世帯人員別で見ますと、2人世帯の場合はちょうどよいが56%、小さいが30%であるのに対しまして、4人世帯の場合はちょうどよいが41%、小さいが43%で、世帯の人数によっても希望される袋の大きさが違うということがわかっております。この結果から、ごみ袋のサイズにつきましては、今のところおおむね市民の皆様のニーズにお応えできていると考えております。

また、本市で取り組んでおります古紙類、剪定枝の回収、段ボールコンポストの普及啓発、生ごみ処理機の購入補助などの制度によりまして可燃ごみの減量を推進しておりますので、容量の小さい袋で済む世帯が増えていくことも考えられます。今のところ、ごみ袋のサイズの種類を増やすことは予定をいたしておりませんけれども、今後もごみ袋の購入状況、また市民の皆様のご意見を頂戴しながらごみ減量を一層推進するためにも、ごみ袋の容量、またサイズの種類について引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 可燃ごみ袋のですね、中袋に関しましては私いろいろ話を聞いたところ、やはり高齢者の方々やですね、ひとり暮らしの方々、ごみの量が少ない方々からの要望が出ております。現在ある可燃ごみ袋では、小では小さく、大では大き過ぎる。例えばですね、小袋だと1個半になってしまう。大袋だと3分の2になってしまうということを言われていました。ですから、今部長のご答弁でもありましたように大は45ℓ、小は25ℓですね。その間の35ℓぐらいができればですね、こういった問題は解決されるということになります。ごみ袋のですね、無駄を省くためにもですね、こういった中袋のですね、検討を意識調査も大事ですけど、私今ご答弁聞いたところ、まだ50%もいってないのではないかなと思いますので、今後と

もですね、こういった中袋の検討、できればですね、つくっていただきたいと、サイズをですね、いろいろやっぱり変更していくとか。意識調査は済いません、大体何年に1回ぐらい行われているんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 意識調査を定期的に行っているかということですが、それは定期的ではございません。必要に応じて意識調査をしながら状況を把握して計画を立てていくということでございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ちょっと変わった質問になるんですが、中袋をつくる過程においてですね、何か例えば簡単にはできないんだとかという、そういった障害になることとか、何か懸念されるところがあればですね、ちょっとお伺いしたいんですが、よろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 中袋をつくる上での問題があるかというご質問ですが、問題というよりは課題ということになるかと思います。1つはコストの問題が出てくると思います。2種類つくるよりかは3種類つくったほうがコスト的には上がると、それだけ単価が上がりますので負担が多くなるということはあると思います。

それから、袋の容量につきましてはですね、他市の状況を見ておりますと特に筑紫地区内ですが、大の大きいごみ袋はどこも全て45ℓなんですね。あと、中とか小とかというところはそれぞれ大きさの容量が違ってまいります。先ほど申し上げました意識調査の中でも基本的にはですね、世帯人数の少ないところのほうがより小さい袋を好まれるというふうに思うんですけども、1つ特徴がありましたのがですね、1人世帯の場合の小袋についての調査の結果なんですが、小袋が小さいというふうに回答した人が61.6%おられます。ですから、一概に世帯の人員が少ないから小さいほうがいいというふうなことでもないで、その容量とかサイズの種類についてはですね、やはり今後の購入状況であるとか、市民の皆さんのご意見とか、いろんなものを参考にしながら、例えば3つ作るんであれば45ℓ、何ℓ、何ℓということは判断していかないかなかなというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。今後とも検討して行ってですね、よりよいサイズができることを願っております。

最後になりますが、市長が先ほどのご答弁で申されたようにやはり人に優しいとか、環境に優しいとか、今回の3件の質問は全てですね、こういった提案型の質問に係るのではないかと思います。来年度ですね、予算案の一つでもですね、反映されることを願っております。本年はですね、3件ともですが。これからもですね、市民の皆さんが安全・安心で快適に生活できるようともに学び、ともに考えていきましょう。しつこいようですが、来年度の予算案に反映されることを強く要望、期待いたしまして、終わります。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、11番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従い、3件質問いたします。

まず、第1件目は、自治会制度についてお伺いいたします。

平成21年4月に自治会制度が始まり、試用期間1年を経て平成22年から本格的に活動されています。私は早急な自治会への移行には反対でしたが、移行されたからには、制度変更を決定した行政がきちんとバックアップしていただくことを2回にわたり議会で要望してきました。

自治会という組織は公益性は高いものの、任意団体ですから、全ての責任はその団体に課せられることを前提に、住民の自治意識を向上させ、法的な問題を理解した上での運営でなければ、最終的に迷惑をこうむるのは住民です。しかし、私が最も懸念していた市内の自治会が住民から裁判に訴えられるという最悪の事態が起きました。自治会の中では、自治会費から裁判に必要な弁護士費用などを支払うことに難色を示す人もおられ、役員の人たちに対して訴えられる前になぜ解決できなかったのかというご意見も出たようです。また、逆に訴えた住民たちが嫌がらせを受けるなど、住民間のつながりが分断され、いまだに修復できていません。

私は特に規約や契約などの法的な事案については問題が起こらないよう、行政がきちんと指導することを強く要望しており、そのときの回答は職員1人が2つの自治会を受け持って、指導なり助言を行っていくというものでした。それは、本当に実行されましたでしょうか。もしされたとしたら、どれくらいの期間実施されたのでしょうか。また、市民の自治意識向上と円滑な自治会運営のために行政としてはこれまで具体的にどのような取り組みを行ってこられたのかを教えてください。また、移行して丸4年が経過した今、市が考えておられる自治会制度の課題と今後の対応についてお聞かせください。

2件目は、自然再生可能エネルギーの活用についてです。

今年の夏の暑さは本当に異常でした。また、ゲリラ雷雨といった特異な気象状況が頻発するようになっていきます。海水面は今世紀末にはm単位での上昇が予想され、これらは地球温暖化と深くかかわっています。日本の電力の65%は火力発電、25%が原子力発電によるものです。火力発電はご存じのとおりCO₂を大量に排出します。原子力発電は福島のように万一事故が起こったときは自治体そのものが消滅するという大変なリスクがあります。このような化石燃料や原子力への依存から少しでも早く脱却するためには、自治体単位での取り組みが大変に注目されます。

7月、高知県の梶原町へ視察に行ってきました。梶原町は、自然再生可能エネルギーで、自治体のエネルギー自給率100%を目指している町です。町のメイン通りの家の屋根にはほぼ全て太陽光パネルが設置されていました。ここでは太陽光パネル設置に当たり1kW当たり20万円の補助を出しています。

そこで、まず本市の太陽光パネル設置補助金について市の現状をお示してください。

次に、梶原町の担当者は、どこの自治体でも一番取り組みやすく費用がかからないのは小水力発電だと説明されました。本市において今後のエネルギー政策は小水力などの具体的な方法を考えておられるのか、お教えてください。

3件目は、市役所正面に設置された電光掲示板についてですが、この掲示板に関する予算1,500万円を承認したときの説明は、車で観光に来られた運転手の方に駐車場の空き状況がわかるよう道路に面して設置するということでした。しかし、現在、今の場所に市政情報などを伝える電光掲示板として完成しています。まずは、どのような経過があってもとの説明と大幅に違った内容のものとなったのか、ご説明ください。

回答は件名ごとをお願いします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） ご質問の自治会制度についてご回答いたします。

平成21年度に新しい自治会制度に移行いたしました。その際には行政区の中にある従来からあった、その組織を基本として行政区自治会の位置づけをしており、新たに自治会組織を改編するとか、あるいは一律の規約改正を求めたものではありませんでした。また、この自治会は同じ地域の一人一人が地域に共通する問題や課題を共有し、知恵や力を合わせてみずからが解決していこうというものであり、今この方向に進んでいると感じているところでございます。さらに、おおむね小学校区を単位とする地域コミュニティづくりのための校区自治協議会を設立し、新たな地域自治制度としてスタートしたものでございます。

地域の自治会活動につきましては、この制度改正前の以前から地域住民の自治意識向上の醸成を図りながら、その責任と役割のもと適切な運営がなされてきたものと思っております。そして、平成21年度以降も自主的な運営がなされているものと思っております。その中で、担当職員も地域との積極的なかわりを持ちながら協働のまちづくりを推進しているところでございます。

なお、これらのことを鑑みれば、先ほどのご質問の中で述べられ、ご指摘されましたような事案は新しい自治会制度への移行が原因となって発生したものではないと思ったところでございます。

さて、太宰府市では多種多様化する地域課題を解決するため、地域住民の皆様と行政がお互いに知恵を出し合い、経験や情報などを持ち寄りながら協働のまちづくりを進めております。そのため、校区自治協議会では福祉や生活環境の向上、安全な生活の確保など、地域活動のネットワークを構築され、各区自治会間の情報交換や必要な事業を実施されています。

校区自治協議会の組織化に当たっては、2校区ごとに1名担当職員を配置し、校区コミュニティの活性化に向けて担当職員が自治会長とともに考えながら活動内容を計画、実施し、多くの住民の参加のもと、自治意識の向上を図ってまいりました。

校区自治協議会においては、役員会、防犯・防災部会など、各種委員会は定期的に会議を開催され、健康、防犯・防災、そしてスポーツなどのイベントやフェスティバルが行政や自治会、あるいは関係機関との協働のもと、毎回多くのスタッフや参加者を得ながら、その主催事業として開催されておりますことは、皆様既にご承知のことだろうと思っております。

また、今年度から市立全小・中学校で組織されましたコミュニティスクール、これでございますけれども、校区自治協議会や自治会がこれまで培ってきた地域の子どもの見守り活動、子どもは地域で育てるという実践活動と自治意識の醸成によって受け入れられ、円滑に組織化されたと思っております。このように、校区自治協議会活動の充実は、その構成団体である各区自治会が円滑に運営されていることのあらわれであると思っております。

今後におきましても、区自治会が抱えている課題や問題の解決の方策を共有し、ともに考え、補完する活動として校区自治協議会のさらなる活動充実を図り、行政と校区協議会、各区自治会とともに進んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今のご答弁の中で1カ所確認をいたします。校区自治協議会2校区に1名職員が派遣された、担当はいたというふうに回答されたように思ったんですが、それが事実かということと、それはもし担当されたんだとしたらどれぐらいの期間いらっしゃったんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 各校区協議会2校区を職員が1名担当し、3名の職員がおります。そこに係長、それから課長、この5名の体制で、この間平成21年度以前からこの地域コミュニティづくりについてはもう議会のほうでも報告していましたように継続して取り組んでおりますし、その後も現時点でも取り組んでおります。職員と校区協議会、あるいは自治会の会長さんとの協議の中で今先ほどご報告しましたようにいろんな活動がですね、充実してきていると思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私が以前お伺いしたときは、まだ校区協議会のことなどは質問をせずにはですね、自治会の問題でお伺いしたときに、その当時今の総務部長が協働のまちの推進担当の部長でしたので、そのときの部長の回答は各自治会、2つの自治会に1名の職員を担当させるというふうにご回答していただいております、2校区に1名というご回答ではなかったと思います。それはこれは議事録にも残っているわけですがけれども、それで私が聞いたのはその2校区、2つの自治会に1名の職員を派遣されたような実績はあるのかというふうにお伺いしたんですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 平成21年6月議会で渡邊議員のほうからご質問を受けております。そのとき、私協働のまち推進担当部長でございましたけれども、議事の中でそれぞれ1人が2つの校区を持ちながらやるということで紹介もしておりますということでご報告はいたしております。校区協議会2校区でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） わかりました。そのときの部長の回答はやはり今おっしゃったように組織等の改編はなく、今までの現状の行政区と何も変わらないというご回答を多分何度かされたと思います。おっしゃるようになりますね、組織の仕組みとか、働き自体は変わらないんですが、行政区はですね、権利義務主体ではありません。しかし、自治会は権利義務主体になります。法律上、行政区と自治会はその立ち位置が全く変わってきます。今回は新しい制度の問題ではない、今回のこういった事案は新しい制度が問題ではないというふうにおっしゃいましたが、以前だった場合はですね、これは自治会というか、行政区が訴えられることはなかったわけですね。権利義務主体となった自治会だからこそ、こうやって住民との間にそういった法律上の裁判というような問題が起きてきます。つまり、自治会というのは法的責任は逃れられない、これは壇上でも申し上げましたけれども、これはやはりきちんと皆さん認識をしていただいでですね、事業とか自治会の事業及び組織運営のための手続、これはやはり時間はかかっても今までの行政区以上にですね、民主的な方法を徹底しなければならないというふうには私 생각합니다。ですから、私は従前から申し上げているように行政側の助言とか、指導なんかがやっぱり最初は必要じゃないですかというふうに申し上げてきたわけです。

これからちょっと部長にお考えをお伺いする事案はですね、ある自治会で実際に起こった事例なんですけれども、自治会の総会というのは各団体の代表とか、隣組長などで構成するという規約を持っている自治会は多いと思います。しかし、規約の構成要件に入っていない、もちろん会費を払っていらっしゃる一般の自治会員が総会に参加して議決に加わりたい、そういうふうにもし自治会に申し出た場合、自治会はどのように対応をしたらいいと思われませんか。例えば総会はですね、現実に来賓とか、マスコミとかですね、委員外委員の方を自治会が招待したり、あるいは許可するという場合があります。もちろんそういう人たちは議決権は持ってないわけなんですけど、その会費を払っている一般会員の参加についてはどう対応するのが望ましいか、部長のお考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 最後の質問の前に、渡邊議員が先ほど自治会は権利義務主体であるというふうなご発言があったと思いますけども、以前渡邊議員は自治会というのは任意団体ではないかというようなことでおっしゃったと思います。いわゆる任意団体といえば民法上の権利能力なき社団でありますので、その権利義務主体という申されたことがちょっと私理解できないところがありますので、次の質問では何か少し補足していただければと思います。

それと、先ほど質問された内容につきましては先ほどから申していますように、自治会、そ

こそこです、適切に対応されていると思っております。そこに何かの地域住民の方に課題があったりとかですね、問題があれば、そこは皆さんで話し合いの中で決めていただいているものだと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） この自治会がですね、任意団体であることに間違いはないんですが、その権利義務主体になり得るのか、なり得ないのかということで、私も弁護士のほうに確認をしてみました。やはり自治会というのは非常に公益性が高い、任意団体ではあるけれども公益性が高いということで、やはりこれは権利義務主体として判断をしてよいのではないかと、それはお一人の弁護士の判断ではありますが、そのようなご回答をいただいております。

それからですね、今自治会の中で対応したらいいんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、先ほど申し上げたように自治会とその個人の間トラブルが起こったときにですね、以前行政区だったときはその行政区長さんが市役所に行って市はというふう判断されますかという意見を聞く。そして、市の判断はこうですからあなたは参加できます、あるいは参加できません等のお返事をするのが可能だったと思います。しかし、今おっしゃったように自治会の中で考えなきゃいけないわけですね。今、行政とか議会に対してもですね、情報公開とか透明性というのが非常に求められています。それだけやっぱり市民の意識が非常に大きく変わっている中ですね、自治会というのは最も市民に近いところにある、先ほど申し上げたように公益性がとて高い団体です。したがって、行政や議会よりも透明性の高さが求められる場合があると思います。自治会は法律上、自治会内の行事のほとんどは自分たちがやりたいから自主的にやっているという任意団体という民法上の解釈だと思いますが、その趣旨に賛同して会費を払っている会員に対して役員は当然ながらなぜそうなったのか、なぜこういう結果になったのかという説明をする責任はありますし、会費を払っている会員は意見を言う権利を持っています。その相互関係を円滑に維持するためにはですね、今部長もおっしゃいましたけれども、その自治会の中で十分に話し合っ、なぜそういう結果になりましたよということですね、その議論自体もその公開の場で行ったほうがいいのか、あるいはその異議申し立てをしてきた住民を、やはりその会議の中に呼んで一緒に話し合いをしましょうとか、そういった透明性の高さ、あるいは情報公開の必要というのが非常に求められると思います。幾ら手間暇がかかってもですね、そういう民主的な方法で解決するというのが唯一わだかまりを残さない方法じゃないかなと思います。特に、やはり住民間で運営されていますから、本当に民主的な方法でやらないと、住民同士のわだかまりというのは非常にコントロールするのが後で難しくなってきます。でも、そういったことを行うためには知識が必要なんですね。やはり法的な部分もある程度必要でしょうし、自主運営をやるというためにどういったことが必要なのかとかという、そういう知識が必要なんですけれども、そういう研修をですね、自治会の役員さんとか自治会長さんだけでなく広く市民向けにこれまで行ってこられたようなことはありま

すか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 今の質問の中で区長制度の時代の時のことを少し述べられました。ご存じのように区のエリアはですね、戦前戦後、大字村をというくだりについてはこの間何回も私お話ししてきています。それから、新興団地ができて新しくエリアを決められて、そこに地域の住民の方々がそういう組織をつくられてですね、自治会と言われたところもあるし、町会と言われたところもある、区と呼ばれたところもある。そういうふうな組織をされてきました。それは綿々と地域活動して続けられてあるわけですね。戦後は戦前戦後米の配給とかですね、何かでそういう隣組制度とか町会制度についてはGHQが廃止を指示したというようなこともなく、しかしやっぱり社会教育の分野とかですね、そういう生活改善の分野で綿々とそういう活動が続けられてきて、法的な規制については昭和25年やったですかね。そういうことで廃止されてきたということ。太宰府市においても記録としては昭和35年やったですかね、昭和30年、区の制度ができてエリアが決められて、そしてそのときにはその区の活動をされている組織の中からですね、市長が委嘱する、一つの行政機関として区長を置くので推薦をしていたきたいということで推薦を受けて市長が区長ということをやります。ただ、その区長の役割というのはですね、もうここで話すこともないと思いますけども、行政の代行機関みたいなどころでも活動されていたけども、社会情勢の変化の中でなかなか区長制度としては機能がなくなってきた、今の社会の中では地域の中のそういう自治会活動がやはり重点になってきて、みずからの地域課題についてはみずから解決していくようになってきた。まさに地域コミュニティづくりという行政も目標を掲げましたので、一体となって区長の委嘱をやめて自治会と行政がダイレクトに協働しましょうという話に変えてきたということ。だから、区長さんですね、自分ところの自治会がこういう問題があるから市に判断を仰いでですね、市がその区の自治会の中の問題をですね、采配していったという記録、歴史もありませんし、そういうこともやっております。

それから、過去の話で私も直接伺ったことはないんですけども、自治会の中でも残念ながらそういう訴訟の話があったこともあったそうです。でも、それはやっぱり自治会の中で解決をされたということのお話は伺っております。

それで、当然自治会については民主的に運営されているし、先ほど私ご報告しましたようにいろんな法令遵守をされながらですね、いろんな方々が社会経験も豊かな方々が役員とか会長とかになられてですね、民主的に運営されておると思いますし、そういう法の遵守については知恵を出し合いながらですね、されているものと思っております。

それから、自治意識の向上につきましては、地域自治をこうしていかになくちゃいけないよというようなテーマでですね、講演会をしたいとかということはやっておりますけれども、先ほどから答弁していますように、まずは今校区協議会をつくるということで校区協議会を通じてですね、そういう自治意識の向上を図っていきながら、その活動の成果がですね、地域に住

んである方々の自治意識の向上のあらわれだと思っております。そういう講演会も必要だということであればですね、校区協議会、あるいは自治会長とも協議しながら、必要であればそういうものも開催していきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今、部長の答弁も民主的に運営されている自治、皆さん民主的に運営されているというご回答で、私もそう思います。自治会の多くは本当に民主的にきちんと運営をされていると思いますけれども、例えばじゃあ規約の問題で1つ、先ほどお伺いした件もありますが、もう一つ総会のあり方について部長のお考えはお伺いしていきたいと思っておりますけれども、代議員以外のですよね、一般自治会員が議案の内容を知らされないまま代議員に全てを一任して総会を行っているという自治会はどれぐらいあるか、部長把握はされていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 私が全ての自治会のその総会の運営がどうされているかということは把握いたしておりません。ただですね、自治会において総会のありようについては自治会の規約の中で定められたとおり行われているものと思っております。各行政区の規約についてはですね、平成21年当初届けをしていただくときにいただいた経過もありますので、職員もその中身は見ています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 規約で内容を定められているのは総会の開催に当たっての規約はあるんですけども、その総会を開催する前段階です、その議案を例えば会員全員に配付すべきなのかとか、要するに私たちは自治会費を払っているけれども、総会は知らないうちに開催されていて私たちは議案の内容も知らないまま、通常代議員は隣組長さんがなっていられる場合が多いんですが、隣組長さんが賛成をしたからそのまま議案に賛成を私たちもしたことになっているというような、そういったもしね、運営をしているところがあれば、これはやはり総会のあり方として私はおかしいと思います。事前に例えば議案書とか、予算決算書を回覧板とかで全会員家庭に配布してですね、そして閲覧をして、委任状なり何なりをとってという段階手順を踏んできちんとやっている、そういったもう自治会もたくさんあると思いますけれども、もしですね、そういった状況なんかをきちんと全ての自治会見ていただいて、本当にそういうやり方が徹底されているのかどうか、それをね、ぜひ一度確認はしていただきたいと思っております。というのは、前回2年前とか3年前にお伺い、ご質問したときにですね、赤い羽根募金を初めとするさまざまな募金について自治会費の中から予算としてそれをそここの団体に寄附をする、そのことを全く知らされていなかった自治会員が自治会を訴えて最高裁で勝訴するという例をたしかお示ししたと思っております。それはやはり議案の内容とか、予算決算の内

容を自治会員が知らされないまま代議員でその総会が成立してしまっているということを受け
ての話だと思いますので、それは一度調査をしていただけないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 渡邊議員がおっしゃっていた自治会の運営のありようというのはそのと
おりだと思います、ほとんどですね。そういうことが運営されていない自治会というのを渡邊
議員はご存じなわけですか。どこの地がそうされているということで少しお話しただかない
と、私どもは先ほどから申し上げますように適切に円滑に運営されているものと思ってお
ります。

それと、確かに最高裁判例でそのような判例が出たということも事実であります。ただ、法
令の中にも慣習法、いろいろあると思います。その中で民主的に運営されているものと思っ
ております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 自治会の方が別に民主的な考え方をしていないということではなくて
ですね、その手法とかやり方をご存じない、知識がないというケースも私はあるんじゃないか
なというふうに思います。先ほどの答弁でも宗像に視察に行ったというふうなお話が出ていま
したけど、これは今西日本新聞でずっと協働のまちへということ連載をされているわけなん
ですが、宗像市はコミュニティセンターに週に1回ですね、その職員が勤務をしている。その
コミュニティセンターで勤務をして助言とか指導を行うというようなことをやっておられます
よね。そうすると、そのコミュニティセンターにいらっしゃるわけですから、例えば自治会
の中でいろんな悩み事とか相談事があった場合には気軽にその方とお話ができる、相談が
できるような土壌があるんじゃないかなというふうに思います。宗像市はですね、もう15年
もかけてこの自治意識の向上を図っておられます。この記事にもありますけれども、大学と
連携して1期2年間の市民大学を運営したり、これはもう廃止になったところもあるよ
うなんですけれども、あるいは市民の政策提言のしるしやワークショップ開催、こうい
ったことを定めた条例も制定しているというふうにこの新聞記事に載っています。このよ
うにですね、時間と手間をかけて自治意識というのは向上して、部長がおっしゃったよ
うに醸成を図っていかなくちゃいけない。これまでももちろん醸成してこられたとは思
いますけれども、さらに行政もそうでしょうけど市民ニーズが多様化していますから、
ここはですね、もう少し丁寧に行行政のほうもですね、研修とか講演会ではないです。
研修とかですね、そういったことで民主的な運営方法とか、その自治とは一体どうい
うことかとか、これからの多様なニーズに応えていくためにはどういうサービスが必
要かとか、そういうことをですね、行政がこれは主導権を持ってやっていたかないと、
校区協議会単位でとかというのはなかなか難しいと思いますので、こういった研修は
大丈夫でしょうか。今から人材を育成するという観点からも研修などは行えますでし
ょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） そういう自治会活動の必要性とかですね、どんなふうな活動がその地域課題の解決に必要なのかと、そういうことについては当然皆さんで議論されながら進んでいっているものと思っておりますので、先ほどから報告しているとおります。

ただですね、これだけは申し上げたい。職員はですね、本当に先ほど言いました3人の職員、昼夜を問わず本当に日祝日、ここに上議員もおられますけども、本当に毎日のようにですね、校区協議会、あるいは自治会と議員の中でも私どもの職員の顔を見ないことがないと思います、何かのイベントがあったときには。そういうふうにやっていますし、今ここに森田会長も傍聴に来られていますけども、本当に毎日のようにですね、市役所のほうにおいでいただいでですね、本当に校区協議会の運営はどうなのか、自治協議会の運営がどうなのか、一緒に職員と一緒にですね、取り組んでおりますので、不十分なところは当然充足していくと思っております。ただ、私申し上げたいのは、職員も頑張っていますし、地域の方もいろいろと協力していただいて充実してきておると思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） それは、もう全くおっしゃるとおりで、私もいろんな行事等に参加をさせていただいたり、研修会や勉強会とかですね、会議に参加させていただくときに私も傍聴に行くこともいっぱいありますので、そういったときに自治会の方々とか、職員の方々がそれこそ本当に昼夜を問わず働いておられるのはよく把握はしております。しかしですね、現実こういった、先ほど制度の問題ではないというふうにおっしゃいましたけれどもですね、今後ですね、住民が自治会を訴えるというような事例が起こらないようにするために、万々が一訴えられたとしてもですね、自治会が敗訴するというような前例をつくっちゃ絶対いかんと思うんですよ。そのためにはきちんとした遵法意識とか民主的な運営方法とか、そういったことはですね、何回確認しても私はおかしくないというふうに思います。一つの地域に原告と被告がいるという状況はですね、本当に地域住民にとってもつらいものだと思います。

何度も言いますけれども、自治会制度への移行を決定した行政がですね、まだ足りないところも私はどうしてもあると思えます。また、住民ニーズも先ほどから申し上げているように変わってきます、どんどん。ですから、それに対応した形でですね、積極的に研修会とか、そういったことをきちんと開き、同時にですね、行政側が指導とか助言をしていただいて、私ももうこれに関係する質問をですね、もうしなくていいことを強く希望いたしまして、1件目の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） ここで14時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2件目の回答を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） それでは、2件目の自然再生可能エネルギーの活用についての1項目め、太陽光パネル等の設置補助についてご回答を申し上げます。

東日本大震災以降、太陽光発電など再生可能エネルギーへの関心も高まっておりまして、国においても平成24年7月に再生可能エネルギーの普及、拡大を目的といたしました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が施行され、この法律に基づき、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まったところでございます。

この法律の施行により、太陽光発電設備を設置され、その電力を売電する方々にとりましては、売電に関する価格の固定化や長期間の契約の保証など、安定的な売電を行うことが可能になっております。一方、一般家庭の電気利用者にとりましては、電力会社が再生可能エネルギーによる電力を買い取る費用といたしまして、再生可能エネルギー賦課金が電気料金に上乗せして徴収されております。

このようなことから、太陽光発電を設置する場合につきましては、設置費用も比較的安価になってまいりましたし、売電による安定した収入もありますので、設置費用の回収も早ければ10年前後でできるような状況になってまいりました。また、公平性という観点からも、今すぐに市として太陽光発電の設置に対する助成を行う状況ではない、このように考えております。

次に、市内の太陽光発電の設置状況につきましては、平成25年7月末現在で1,109件、うち平成24年度中の設置は228件となっております。市といたしましても、国の補助制度の活用等につきまして、市民の皆様に積極的な周知を行うほか、公共施設の新設、大規模改修などの機会に合わせまして太陽光発電の導入検討を行うなど、再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、今後とも、国のエネルギー施策の動向や社会の状況なども注視しながら、太陽光発電の助成制度については引き続き検討を行ってまいります。

続いて、2項目めのこれからのエネルギーに対する市の考え方についてご回答いたします。

第五次総合計画にも掲げております低炭素社会の構築に向けて、新エネルギー、特に自然再生可能エネルギーの導入検討につきましては重要な課題と捉えております。ご質問の自然再生可能エネルギー導入の主なものといたしましては、太陽光発電、小水力発電、風力発電などが考えられます。

太陽光発電につきましては、1項目めで申し上げましたが、今後も公共施設の新設及び大規模改修に合わせて導入検討を行うことを優先課題といたしまして取り組んでいく方針でございます。

次に、小水力発電について高知県梶原町のご紹介がありましたが、梶原町については水量の

多い四万十川水系を利用され、年間を通じて安定した発電ができているものと思っております。本市における小水力発電につきましても、平成25年に福岡県が県営ダムの放流水を活用した小水量発電の事業見込み調査の結果を発表をいたしております。この中に北谷ダムも入っております、その試算が行われておるところでございます。施設建設とランニングコストまで含めた事業費見込み額が約1億円との試算に対しまして、最大出力9kW、年間発電電力量の推計は約3万4,000kWとなっておりますとおおむね一般家庭10世帯分を賄う程度の発電量とのことです。発電量が少ない割に建設費用がかかるということでございました。加えて、電力会社への接続費用、また水利権の調整なども課題が多く、事業化の可能性としては厳しいとのことでもありました。

さらに、風力発電につきましては、発電用風車の山間部設置が想定されますけれども、本市には史跡地が多く、景観まちづくりの観点からも風力発電の導入については難しいのではないかと考えております。

このように、自然再生可能エネルギー導入についてこれまでも検討してまいりましたが、現時点では国の情報や施策の動向、補助制度などを注視しながら、調査研究を進め、まずは公共施設の新設及び大規模改修に合わせた太陽光発電の導入など、本市の実情に合った取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今、部長のご答弁にあった公共施設の新築とか大規模改修工事の際にというお話だったんですが、今回補正予算に小・中学校の大規模改修工事の予算が計上されておまして、所管の委員会です、太陽光パネルを設置する予算がそれ入っているんですかというふうにお伺いしたら、それはないと、入っておりませんというお返事だったんですね。学校に太陽光パネルを設置している自治体もう既に幾つも出てきておりますし、また今おっしゃったように売電を行っていけばですね、今10年ぐらいとおっしゃったんですけど、梶原で聞いたところだと、大体一般家庭ではもう五、六年たてば利益が出るようになるというふうなお話だったんですが、小・中学校の場合はちょっと規模が違うので10年ぐらいかかるのかもしれないけれども、いずれにしても利益を生むようになります。同時に子どもたちについてですね、エネルギーの活用を実践で教育するという視点も出てくるんじゃないかなと思います。

以前、上議員の質問に対してですね、市庁舎についてはこの大規模改修の際に太陽光パネルの設置を考えているという回答がありましたが、それは一体どのような計画で進んでいるのかということと、なぜ同じ公共施設でありながら学校がその太陽光パネルの設置の対象外になっているのかということ、それから新設される五条保育所、予定ですけれども、こちらには設置は考えておられるのか、3点教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 庁舎の大規模改修につきましては現在いろんな協議を重ね、関係課と集



し上げますと法面になりますので、非常に基礎部分をしっかりせないかんということで費用がかなりかかると。採算性からいいましてもなかなか元が取りづらいというふうな部分もありましたし、施設自体をしばらく休まないかんというふうな状況も出てきましたので、美化センターはちょっと難しいだろうということが1つですね。

それともう一つ、市単独ではございませんけれども、これは太陽光ではございませんが、福岡市と本市を含めた4市1町で建設を行っております（仮称）新南部工場ですね。ここはバイオマス発電を予定をいたしております、平成28年稼働予定でございますけれども、発電予定量は1t当たり589kWアワーということでの導入予定をいたしております。これは追加補足になりますけれども、ご報告を申し上げたいというふうに思っております。

それから、小水力発電の検討をということですが、今議員おっしゃったようにダムのような大きな規模ではなくてもですね、水路、その辺の水路あたりを利用してということになるわけですが、一つは年間を通じて豊富な水量が確保できないかんということ、それから落差が5m、6mぐらいは要るということですね。市として一番に考えなければいけないのは、市内河川といたしましては御笠川、鷲田川、こういうところが大きな河川になってきますけれども、過去の災害の履歴もありますんでですね、防災面における配慮はこれまず一番に考えにゃいかんだろうというふうに思っています。

小水力発電にいたしましても、何らかの設備を構造物をつくるわけですから、そのことが流量に対する影響であるとか、そういうふうな災害につながるものにならないかどうかですね。そういうことも慎重に検討しながら検討していくべきかなというふうにも思っておりますし、この小水力発電そのものがですね、小規模、事業規模が小さい割には維持管理に手間がかかるというふうなこと、それから採算性が見込めずに断念するケースが多いというのが現実あるようでございます。この手間暇がかかるというのは、流れの中にごみがひっかかってないとか、そういうのを毎日2回ぐらいは最低巡回で回ったりとかですね、そういうふうな手間暇にかかるようでございますし、なかなか踏み切れないところがあると。

もう一つ、河川法的なものもありますし、法律の制約もありますが、1つはいろんな方が水利を利用してありますので、水利権の調整あたりも入ってくると。ですから、具体的に太宰府市に小水力ができるかどうかという基本的なところも検討も必要ですけれども、現実としては先ほど申し上げたような状況で、とりあえずは公共施設の部分かなというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） わかりました。先ほどのその梶原町はですね、今小水力発電の上限が法律で定められているので100%にはなっていないんですけれども、その法律が変わりさえすればですね、数年以内にもう自給率100%にしますというふうに担当者の方がおっしゃっていました。担当者の方は、こうもおっしゃっていたんですが、日本人は日本のエネルギー事情がどんなに深刻な状況かを知らなさ過ぎます。我々はここ50年以内に大変な状況になると考えて

います。そのとき慌てて自治体のエネルギー政策を始めても遅い。自分たちが子どもや孫に残してやれるのは地球と共存できるきれいなエネルギーだけですというふうに担当者の方がおっしゃいました。今、バイオマスのお話も出ましたし、この栲原では間伐材を利用したチップなんかも十分に活用されております。ですから、バイオマスも含めてですね、本市で一体どういった自然再生可能エネルギーが活用できるのか、一番効率的にできるのかという調査研究だけでもですね、ぜひ始めていただきたいということをお願いして、2件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目、回答を求めます。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 次に、3件目の市役所前の電光掲示板についてご回答申し上げます。

この掲示板につきましては平成23年12月議会におきまして行政情報や観光情報、観光客向けの有料駐車場の駐車状況などを掲示する電子掲示板の整備費として補正予算に計上をさせていただき、ご承認いただいたものでございます。

今回、設置が完了いたしまして、今年の4月から運用を開始したところであります。市の行事や市からのお知らせなどの行政情報や観光地を紹介する観光情報などを主に掲示しているところであります。

ほかにも、今回8月の大雨がありましたけれども、その洪水警報の発令時におきましては市内に発表されている警報等の気象状況を掲示して市民にお知らせするなど、その時々が必要に応じたさまざまな情報を発信できるツールとして活用しているところであります。

また、駐車場の情報につきましては、現在のところ市のホームページ、あるいは携帯電話で駐車場情報が確認できること、お知らせすることにとどまっておりますが、来年1月から渋滞時期に備えまして、市ホームページや九州国立博物館ホームページの駐車場情報とリンクさせまして、直接駐車場の満空状況を掲示することとして準備を進めているところでございます。

次に、設置場所についてでございますが、自動車からも、また歩行者からも見ることができ、市役所への来庁者も見ることができる場所といたしまして、いろいろな設置場所を検討した結果、今の設置場所が最適であると判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私はその手続の問題を一番ちょっと重視しているんですけども、これは個人によって差があるかもしれませんが、私たちが12月議会の補正で受けた説明が一番メインだったのは駐車場の空き情報をやっぱり来市していただいたお客様にお知らせするための電光掲示板だというものだというふうな受けとめて予算を承認したわけで、しかもそれは道路に割とかかった形で作りますよと。したがって、その運転手の方から非常に見やすいようなもので作りたいというような説明を受けたんですけども、今の成果物がどうこういうわけじゃないんですよ。それがいい悪いじゃなくて、その当初受けた内容とですね、少なくとも

も今私たちがそこで目の当たりにしているものというのは違うもののように私は思うんですね。それは一旦私たちが1,500万円という予算を認めて、違うものができてくる過程というのはこれは執行権の範囲だというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 補正予算のときにご説明していると思いますけれども、そういういろんな情報をですね、掲示できるものとしてこの電光掲示板を設置するというので、先ほどご報告しましたように駐車場のどこがあいているとかですね、それを表示するにはいろいろな整理をしていく部分がありますので、先ほど申しましたように現時点ではそういう駐車場情報については文字情報としてですね、そういうホームページでごらんいただけますよと、携帯電話でごらんいただけますよということとどまっておりますけれども、先ほど申しましたように直接あの掲示板にですね、博物館の駐車場の状況とかですね、それから満空情報もお知らせできるように接続を今準備を進めているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私も市民の方からですね、あその場所に掲示板があって、あのあその場所に一体何のために掲示板をつくったんですかというふうに聞かれたんですけれども、私たちが受けていた説明、私が少なくとも受けとめていたものとはちょっと違っていただけですね、ちょっとなかなか説明が難しかった状況なんです。執行部のほうとしてはもう当初からああいう目的でその1,500万円をというふうにおっしゃるのかもしれませんが、そうだとしたらその駐車場情報とかですね、そういう紛らわしいことは言わずに最初からその行政情報だけを流す電光掲示板を正面入り口のところに立てますというふうにご説明をいただければ、それに対して賛成反対はいろいろあるでしょうけれども、私は何か違っていているような気がしておりますので、これはもう要望なんですけれども、もしですね、その補正予算であっても一旦説明した内容と違う、私の場合は大きく違うというふうに思うんですけど、一旦白紙に戻していただいて、もう一度再度こういったものに使いたいというふうなことを説明をしていただきたいというふうに個人的には思うのが1つと、それから正面のあその場所ですけども、車を運転してある方は恐らくですね、ほとんどあれは気がつかれないと思いますし、あの正面から歩いてこられる市民というのも私はそんなに多くはないと思います。少なくとも車で来られた方はあの掲示板は多分ごらんにならないでしょうし、市役所の横から正面玄関に入られる方というのも、あの掲示板は多分ごらんにならないんじゃないかなというふうに思います。もうあの掲示板は既にもうできておりますけれども、もう情報を流すんだっただけですね、やはり市民の方がもう少し集まる場所、集う場所とか、往来が徒歩でのですね、往来があるような場所に移動していただいたほうが、これは個人的な要望ですけども、いいのではないかなということをお願いいたしまして、3項目目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきました。通告に従い、2項目質問をさせていただきます。

まず、地域経済の新興について伺います。

8月19日、20日と東京で行われました自治体問題研究所主催の第23回市町村議員研修会に参加をさせていただきました。初日は地域経済の振興について、2日目は防災対策の講義がありましたが、今回は地域経済の振興について2点伺わせていただきます。

まず、中小企業振興条例の制定について伺います。

2010年6月に政府は中小企業憲章を閣議決定しました。日本の事業所の99%が中小企業、雇用の8割を中小企業が占めている状況について、政府も中小企業を重視する時代になっていると認めたのがこの中小企業憲章ですが、今後国レベルでもこの憲章に基づき施策が行われていくと思いますが、地方自治体レベルでは中小企業振興条例の制定をする自治体が急増しています。地域経済、社会の担い手としての中小企業の役割の明確化、市町村の行政責任の明確化や中小企業対象施策と市町村施策の協同など、それぞれの特色を生かした条例が制定されています。太宰府市においても中小企業振興条例の制定を考えるべきと思いますが、見解を伺います。

次に、公契約条例の制定について伺います。

公契約条例の制定については、平成22年3月議会で私は一般質問をさせていただきました。その後、議会の中では市民ネットの村山議員もこの公契約条例の制定について質問されていますが、今の景気の動向を見ても、一部では改善の兆しが見えてきていますが、依然として仕事がない、あっても賃金が安いといった、そういった声が聞かれています。公的責任の重要性がますます問われる状況になっていることからこそ、公契約条例の制定が今こそ必要と考えますが、見解を求めます。

質問の2項目めは、学校法人国士館との今後の関係について伺います。

今定例会に市が取得した国士館大学太宰府キャンパス跡地のグラウンドと体育館を松川運動公園として10月から供用開始をするという内容の議案が提案されています。私は7月27日に同地で学校法人国士館主催で行われました記念碑の除幕式に橋本議長などと参加をさせていただきましたが、国士館を創設をされた柴田徳次郎氏のこの地に大学開設をと思われた思い、並々ならぬ思いについて今の国士館の理事長や学長の方々と意見交換もさせていただきました。

今後、グラウンドや体育館などの施設は松川運動公園として供用がされていくことになると思いますが、国士館のキャンパスがここにあったということをつつまでも語り継いでいくためにも、国士館の冠をつけた、例えばスポーツ大会、そういった国士館の協賛、後援という形で行っていくなど、学校法人国士館と今後、関係を引き続き築いていくべきであると考えますが、見解を伺います。

再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 1件目の答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 1件目の地域経済の新興についてご回答いたします。

まず、1項目めの中小企業振興条例の制定についてでございます。

地域経済の活性化、あるいは地域産業の発展には欠かすことのできない要素の一つとして中小企業振興があると考えております。太宰府市では、地域経済活性として商工会に対しまして市内中小企業者の活性化につながるプレミアム商品券の発行を初めとする事業の支援を行っております。

次に、中小企業の育成と経営安定のために商工会との連携によって中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証制度の運用や、事業資金を融資することにより自主的経済活動を促進するとともに、企業の安定を図っております。

また、太宰府観光・産業経済活性化連絡会議を開催しまして、観光や産業にまつわる団体が一堂に会し、情報の共有を図るとともに、さまざまな意見交換を通して観光、産業の振興、地域の経済活性化に向けて連携した取り組みを進めるとともに、観光、産業振興のビジョンづくりや仕組みづくりを目指しているところでございます。

以上のように中小企業の振興に関する施策を実施しているところでございます。

今後とも、国、県、近隣市町村の動向をうかがいながら、商工会とさらなる連携、協力により、中小企業者の支援を行い、地域経済の振興を図っていきたいと考えます。

お尋ねの中小企業振興条例の制定につきましては、中小企業の振興が本市の発展に欠かせないものであるという認識を行政のみならず、企業はもちろんのこと市民などの多様な主体が共有することが大切であると考えております。そのため、中小企業を振興する上での行政、企業及び市民の役割や関係を明らかにし、中小企業をより元気にすることで、本市をより豊かで住みやすい町にするという機運の高まりを見きわめながら、また地域経済及び中小企業の振興につきましては、行政域を超えた広域での連携によるものも必要であり、そのためには近隣市町や県域における動向も注視してまいりたいと考えております。

次に、2項目め公契約条例の制定についてご回答いたします。

本市発注の契約におきましても、労働者の労働条件の適正化や、当該契約業務の質の確保等については重要なことだと認識しております。その確保のために発注の際には業務に応じた適正な労務単価で積算を行い、受注者に対しましては関係法令の遵守を指導しているところでございます。

また、本市では、随時入札状況について調査、分析をしておりますけれども、近年賃金への影響が懸念されるダンピングと疑われるような案件は見受けられず、適正な範囲内で推移しております。

市発注の契約については、低廉なコストで、適正な履行が確保されることが大前提であり、

賃金などの労働条件につきましては、労働基準法及び最低賃金法等により国が整備し、適正なものにされるべきであると考えております。

今後も、国、県、他自治体の状況把握に努めながら、調査研究を続けていきたいとは考えておりますけれども、現時点におきまして市単独で公契約条例を制定する考えはございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） まず、その中小企業振興条例の制定に関連してお伺いをさせていただきますが、今の部長のご答弁をいただく限りだと、その中小企業の振興策そのものの窓口を太宰府市としては基本的にその商工会の部分の中心に進めていこうと考えておられるのかということが1点と、答弁の中で広域、県域というような、そういうような言い方をされましたが、この広域というのは例えば私が壇上で述べました研修の中の講義であった中小企業振興条例を制定している自治体の中には、例えば北海道の帯広市ですと、そういった部分を金融機関ですね。金融機関と行政が中心になっていくというような、そういうような内容が盛り込まれていたりとか、あるいはこれも帯広市ですけども大学との連携とか、そういった部分も含めた振興策を持っておるような、そういった地域の特色を生かした、これは中小企業条例ですけども、そういった中小企業の振興支援策というのを持っている、そういう自治体も実際にあるわけですけども、その広域、広げる広域、県域というのをですね、そういったところまで上げられるお考えがあるのかなのか、ご認識をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 商工会の関係と先ほど私が申しました広域という関係、もう合わせてご回答いたしますけれども、現時点におきましてはこの間の取り組みについてご報告したように、太宰府商工会と連携と図りながらですね、中心にやっていきますけれども、先ほどの答弁でも申しましたように、地域の関係する方々と連絡協議会、観光も含めたところをつくっておりますので、そういう中で進めていきたいと思っております。条例に織り込むべき内容がですね、先ほど申しましたようにどういう役割を誰が持つのかというような、そういう機運の高まりといいますか、そういう協議がですね、出てきて、やはり条例が必要だというようなことになればですね、条例ということでも考えていく必要があると思っておりますけれども、現時点ではまだ施策を展開しているということで、その条例に基づいてそれを基本に置きながら進めているということではございません。

それと、広域については、私が申しました視点の中には単独で市町村でつくるということじゃなくて、やはり商業圏というのは区域内だけではございませんので、例えば筑紫地区で連携できてやっていこうということになるのか、あるいは県のほうでですね、そういう県内の振興策として条例を制定されるのか、そういうところを視点に入れたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今、県のほうというようなお言葉も答弁の中でありましたけども、実際にこの県レベルで見ても今この中小企業振興条例というのをそういった名前が中小企業振興、あるいは地域経済の振興基本条例とか、そういったさまざまな言い方をするとところがあるみたいですけども、県レベルでも25の道府県で制定をされているという実態がありますし、まだ福岡県ではそういった部分が未整備になってますけども、もうもはやこれがあるのが当然というような時代になってきていると、県レベルで見たときにですね。そういうふうにあるのが当然というような時代になってきているんじゃないかなと思いますし、福岡県でも遅かれ早かれいつかは整備はされていくんじゃないかなというふうに私は思ったりしていますけれども、そういった部分のですね、県等の動向等も見ながらですね、ぜひ太宰府に合った条例あるいはそういったルールづくりといいますか、支援策を持っていただきたいということを、これは要望させていただきます。

それで、公契約条例のほうについてちょっと幾つかお伺いしたいと思います。公契約条例の今労務単価ですとか、最低賃金のところの答弁もありましたけども、今回の今届きました決算委員会の審査資料にも私が要求しておりませんが太宰府市の行っております委託の関係の内容の審査資料が出ておりますけども、市のじゃあ今行っております業務委託に従事しておられます、そういった労働者の方の賃金はきちんと把握をした上で福岡県の最低賃金というのは確保はされているというような、そういうご認識でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 答弁の中で申しましたように労務単価につきましてはきちっと設計基準の中で設計をし、発注いたしておるところでございます。契約の結果を見ましてですね、先ほどもご報告しましたようにダンピングと、賃金にまで影響するようなダンピングをして契約されたという事例はないということで適切にされていると判断いたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） その部分がですね、実際に市のそういった発注の部分から関わられる一人親方とか、そういった下請とか、そういうような部分のところまできちんと対応はされておられるのでしょうか。そこまで把握はきちんとされて問題なしと判断されておられるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 一人親方というところがちょっとあれですけども、当然太宰府市の登録業者の方に発注をいたしておりますので、その事業者の経営形態、法人組織にされている方、個人になっている方、おられると思いますけども、先ほど申しましたように発注をする場合についてはきちっと設計します。その中には労務単価の基準の設計の中で設計をいたしておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員）　　という、じゃあそういう部分があるから、今市の基本的な考え方としてはこの公契約条例というそのものまでは必要はないというふうに考えておられるということですか。

○議長（橋本 健議員）　　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　　公契約条例を定めてある自治体もございます。先ほど答弁の中で申しましたようにこのことについてはいろいろ調査研究をさせていただいているところです。藤井議員の前回のご質問、村山議員の前回のご質問のときに千葉県野田市が一自治体だというようなご報告もされておったと思いますが、現時点では幾つかの自治体が制定されているのも私もも存じ上げております。ただ、この公契約についてはいろんな考え方がまだありますし、いろんなクリアしなくちゃいけない課題もあるようでございますので、その点について今研究を進めておるということで、まだ条例制定までは考えに至っていないということでございます。以上です。

○議長（橋本 健議員）　　7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員）　　今、言われました公契約条例の野田市の、これ千葉県の野田市が一番最初に取り組んで、今私の手元にある資料では野田市以外にも、川崎市、多摩市、相模原市、渋谷区、国分寺市、厚木市と、そういったようなところが制定をしている内容が資料手元にありますが、今言いましたようにもう川崎市のような政令市から特別区の渋谷区、あるいは相模原も今政令市ですね。そういった部分の一般市からももう自治体の規模に関係なくですね、こういった公契約の条例というのをきちんとこれも整備もされておられる実態がありますので、それはぜひこの部分は私が前回質問したのが平成22年で今平成25年という、もう3年近くも私の質問を研究していただいているんだなという、その時間をかけていただいているというのは感じますが、それもですね、条例の制定の必要なかどうかという部分も含めて基本的な前向きに研究を早くしていただいて、条例の制定とか、そういった部分に結びつけていただきたいということを、これはもう要望させていただきまして1項目めの質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員）　　2件目、お願いします。  
総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　　次に、2件目の学校法人国士館との今後の関係についてご回答を申し上げます。

今回、学校法人国士館より太宰府キャンパス跡地購入の際におきまして、学校法人国士館から太宰府キャンパス跡地は太宰府市へ譲渡する形になるけれども、この太宰府の地に国士館があったという記録を残していく意味で記念碑の建立と文教都市である太宰府市と今後も末永くスポーツや文化を通じて友好関係を深めていきたいとの申し出がっております。

本市といたしましても、人と地域が共生する地域として、また景観保全地域として自然環境を保全し、さらにこの跡地を活用して市民の健康や運動の場として活用を行っていく趣旨を伝

えてきたところでございます。

今後、学校法人国士館からスポーツを通じての協力をさせていただきたいとのことから、市が主催、あるいは後援等を行う武道大会、例えば青少年の剣道や柔道大会などですけれども、国士館杯の冠名を用いての開催、並びに支援等の協力を行っていききたいとの申し出もあっております。具体的には理事長杯でもいいですよというようなお話もあっております。このようなことから、現在教育部においてスポーツ大会開催に向けて企画立案を検討中でございます。

今後とも、学校法人国士館とはスポーツ及び文化を通じまして交流を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今、そういった武道大会というような言葉出ましたけれども、私もこの質問するに当たって改めて国士館のそういったスポーツの学校のそういった状況とかを改めて調べたんですけども、国士館の理事長の大澤先生は私もこれ調べて改めて知ったのはサッカーの指導者で本当に日本を代表するような、今ギリヴァンツ北九州の監督の柱谷監督とか、そういったところとかも指導されてきたというような、そういったことでありましたし、また日本サッカー協会の役員として活動されていた時期もあるという部分で見まして、改めて国士館のそういった、てっきり私も武道のイメージがあったんですけども、武道以外のどちらかというところとかにもそういった多数の今も現役のJリーガーを多数輩出しているというようなことも改めて知りましたので、武道というところはどうしても室内のところになりますので、そういった屋外ですね、そういうサッカーとかそういう部分まで広げてですね、これは国士館にも当然大学にも事情もあると思います。学生さんの当然そういった大会の時期とかは当然外さないといけないですし、長期休暇の時期と、その子どもたちのそういった長期休暇、あるいは参加しやすい条件の整備というのも当然必要になってくると思いますので、そういった部分も含めてですね、武道に限定せずにスポーツという視点でですね、検討していただきたいというふうに国士館と協議も行っていただきたいというふうに考えますが、この辺についてのご見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） スポーツの関係でございますので、まず私のほうから、記念碑の落成式のときに市長からも教育長からも国士館のご意向を聞きました。それで、まず動いたのは柔道と剣道ですね。その冠をつけた大会について申し入れをし、現在協議を行っております。サッカーという話も今初めて伺いましたけれども、今後スポーツを振興する中でいろんな意見を聞いてそういうニーズがあればいろんな話し合いをして国士館のほうとも連携をさせていただきなごらんな支援をいただきたいというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。これはですね、まだ今国士館と協議もされておられる最

中ということでありまして、今後1回目が実施をされ、それが2回、3回とずっと定着をしていってですね、市民の皆さんの年間のスケジュールの中にそういった部分が浸透するようですね、そういった形で発展をしていってほしいというのは私の思いでもありますし、その点は執行部の皆さんとも同じ思いじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった形での整備を重ねてお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時13分

~~~~~ ○ ~~~~~